

招集期日 平成24年3月1日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 3月1日(木曜日)午前 9時29分

閉 会 3月1日(木曜日)午後 3時56分

出席委員	委員長	齋藤 國男	副委員長	向口 文恵
	委員	吉澤 かつら	委員	山本 秀和
	委員	野口 哲次	委員	平山 五郎
	委員	近藤 常雄	委員	金子 俊雄

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	会計管理者
	議事事務局長	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井 栄治 佐藤 大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、予算1件の計2件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、2日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第2号の条例審査に続き、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のもの審査の順とし、議案第23号については、消防所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの、検査課所管のもの、会計課所管のもの、議会事務局所管のもの、選挙管理委員会事務局所管のもの、監査委員事務局所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午前 9時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第2号 入間市税条例の一部を改正する条例

委員長 議案第2号 入間市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

総務部長 おはようございます。それでは、議案第2号 入間市税条例の一部を改正する条例について、その概要をご説明申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、入間市税条例の一部を改正するものでございます。3点ほどの改正がございます。1点目が退職所得に係る個人住民税の10パーセント税額控除の廃止でございます。2点目が雑損控除の対象となる災害関連支出に3年を経過する日までの支出が追加されましたが、平成22年分の損失金額として控除できる災害関連支出については従来どおり1年間とするものでございます。3点目が市たばこ税の税率についてでございます。県たばこ税の一部の移譲により、税率が変更されるものでございます。

以上が税条例の一部改正条例の概要でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 まず、たばこ税の関係なのですが、これは法人税の引き下げの関係で法人市民税が引き下げられた分、県の課税ベースが拡大されるということで、市と県のマイナス分を調整するための変更ですが、実際に法人市民税減額のトータルと、それからたばこ税の増税、移譲された分の歳入の総額は幾らぐらいになるのか、お聞かせください。

市民税課長 それでは、ご説明申し上げます。

法人税の、法人市民税になるわけなのですが、平成23年度の最終見込額を基準といたしまして、移譲後の税率によりますと、見込額の差が1億3,800万円という形で出ております。それに対しまして、たばこ税のほうに移譲されるわけですが、それによる増額分、こちらにつきましては1億1,700万円、都合差し引きといたしまして2,150万円ほどの減という形になってございます。

吉澤委員 わかりました。基本的には法人市民税の減額がなくなるようにするための調整なわけですが、やっぱり差額が出てしまうということでわかりました。

次に、退職所得控除の廃止なのですが、年間1,000万円ぐらいの増額を見込んでいるということですが、これは件数にすると何件ぐらいになるのでしょうか。

市民税課長 平成24年度見込みでございますが、600件を予定してございます。

吉澤委員 そうしますと、大体1人当たり幾ら程度見込んでおりますでしょうか。増税分ですね。

市民税課長 約でございますが、1万6,000円当たりということになってございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

では、反対の方から。

吉澤委員 議案第2号 入間市税条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。

今回の改正内容は、1点目として退職所得にかかわる個人住民税の10パーセント税額控除の廃止、2点目として東日本大震災にかかわる雑損控除額等の特例の文言整備、3点目として法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う県と市の増減収を調整するための市たばこ税率の引き上げです。このうち、市民に増税となる退職所得の税額控除の廃止に反対です。これは、昨年11月に賛成多数で成立した経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律によるもので、退職所得に対する10パーセント税額控除が平成25年1月から廃止されます。

この増税は、法律は別ですが、いわゆる復興増税の一部でもあります。復興増税は、所得税の2.1パーセントの付加税、法人税の10パーセント付加税、個人住民税の均等割引き上げが対象になっています。しかし、法人税については法人実効税率を4.5パーセント引き下げることになっています。ですから、法人税について減税した上で3年間だけ付加税を支払い、3年後には減税の恩恵は丸々受け続けることができるのです。これによって、法人税は1年で5.6兆円、25年で17.6兆円の減税になると推測されます。その一方、所得税の付加税は25年間で7.3兆円、個人住民税の均等割は0.6兆円、退職所得控除の見直しは0.2兆円、合計8.1兆円で、法人税の付加税を足しても10.5兆円にしかありません。増税分はプラス10兆円、大企業の減税分がマイナス17兆円ですから、復興増税は法人税減税と相殺されてマイナスとなり、復興のための財源は一円も生み出せません。復興増税は、復興の名をかりて国民を欺き、大企業へのさらなる減税とその穴埋めのための庶民増税にほかなりません。

庶民への増税は、景気低迷に拍車をかけることになります。不況打開のために必要なのは、国民の懐を暖め、内需を拡大させることです。大企業のため込み金、内部留保は1年間で9兆円も積み増しし、総額266兆円に膨れ上がっています。また、大金持ち減税の証券優遇税制では、9年間で推計6兆円が減税されてきました。各企業の有価証券報告書から試算すると、大手自動車メーカーの会長は2億7,000万円、タイヤメーカーの監査役は1人で4億9,000万円の減税を受けている計算になります。お金をため込んでいる大企業へのさらなる減税、大金持ち減税との批判が強い証券優遇税制を延長させながら、庶民にだけ増税を押しつけることは認められません。

以上の理由から本議案には反対です。

これで議案第2号 入間市税条例の一部を改正する条例の反対討論を終わります。

委員長 次に、賛成の方願います。

平山委員 議案第2号 入間市税条例の一部を改正する条例について、保守系クラブを代表して、賛成の討論を行います。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正するもので、その内容は平成23年度税制改正案として示された抜本改革の一環をなす改正のほか、震災関連における被災者の方々に対して配慮するものと理解しております。

まず、退職所得にかかわる個人住民税の10パーセントの税額控除の廃止ですが、この制度は現年課税化による1年早い徴収により税額相当にかかわる運用益が失われることを理由に、当分の措置として昭和41年導入されたものでありますが、最近の低金利により運用益が見込めないことから、制度の廃止に至ったことはやむを得ないと考えております。

次に、東日本大震災に係る雑損控除ですが、災害関連支出の対象について、3年を経過する日までの支出とする特例が創設されましたが、平成22年度において生じた損失として控除する場合は、従来どおり、災害のやんだ日の翌日から1年を経過する日までの支出とするものであります。この改正につきましては、震災関連における被災者の方々に対して配慮するものと理解しております。一日でも早い復興、復旧を願っているところでもございます。

たばこ税の税率の引き上げですが、法人実効税率の引き下げにあわせて課税ベースの拡大が行われることに伴う県と市の増減収を調整するため、県たばこ税の一部が移譲されるもので、移譲後につきましては、たばこの小売価格に変動はなく、市民への直接的な影響はないものと認識しております。

以上申し上げましたことを総合的に勘案し、改正すべきであると判断し、賛成の討論いたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号 入間市税条例の一部を改正する条例は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第2号 入間市税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決いたしました。

た。

暫時休憩いたします。

午前 9時43分 休憩

午前 9時45分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 次に、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、消防所管のものの審査を行います。

消防総務課長より概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

#### 概要説明

参事兼消防総務課長 それでは、概要につきまして予算説明書により説明をさせていただきます。

初めに、歳入から申し上げます。予算説明書20から21ページをお願いいたします。款14使用料及び手数料、項2手数料、目8節1消防手数料56万3,000円は、入間市手数料条例に定められている各種危険物取り扱い施設に係る検査手数料で月平均4万5,000円を見込んだ54万円と、火薬類に係る許可手数料2万3,000円を見込んだものです。

次に、22ページから23ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目8消防費国庫補助金、節1消防施設費補助金1,547万2,000円についてご説明申し上げます。これは、消防ポンプ自動車等購入費補助金で、藤沢分署の高規格救急自動車を更新配備することに伴う補助金でございます。

次に、34ページから35ページをお願いします。款21諸収入、項5雑入、目1節4雑入、上から10行目の消防団員退職報償金収入477万1,000円は、平成23年度末に退団する消防団員で5年以上在職していただいた方20人を見込み、消防団員等公務災害補償等共済基金からの受け入れ予定額を計上いたしました。

次に、歳出につきましてご説明いたします。122ページから123ページをお願いします。款9項1消防費、予算額は前年度より3億1,098万9,000円増額の18億1,466万9,000円で、前年度対比20.7パーセントの増となっております。

目1常備消防費についてご説明申し上げます。大事業、職員給与費、中事業、一般職給与13億586万円は、職員156人分の人件費でございます。

次に、大事業、消防庁舎管理費、中事業、維持管理費2,630万2,000円は、消防庁舎の燃料費、光熱水費、庁舎清掃及び付随する設備、通信指令施設等の保守点検委託料が主なものです。

次に、大事業、消防用設備等管理費、中事業、自動車等購入費3,123万8,000円は、藤沢分署の高規格救急自動車の購入費及び新規登録料やリサイクル法の手数料、自動車保険料、重量税でございます。

大事業、消防活動費、中事業、研修費938万2,000円は、職員の消防大学校、県の消防学校、救急救命士養成所等への研修に係る負担金及び出張旅費が主なものでございます。

次に、大事業、防火協力団体等補助金27万円は、火災予防の啓発のため、幼年消防クラブ連合会へ13万5,000円、消防少年団育成会へ13万5,000円の補助金を計上いたしました。

大事業、五市消防広域化設立準備事業、中事業、五市消防広域化設立準備費負担金2億5,837万4,000円は、消防広域化に伴う立ち上げ経費と組合の消防通信指令システム改修工事費を負担金として計上しました。

次に、目2 非常備消防費についてご説明申し上げます。大事業、報酬、済みません。次のページをお開き願います。中事業、消防団員報酬3,179万7,000円は、消防団員303人に対する報酬、団員報酬、訓練報酬、出動報酬でございます。

次に、大事業、消防団員退職報償金は、先ほど歳入の諸収入で申し上げましたとおりでございます。

次に、大事業、消防用施設等管理費、中事業、自動車等購入費2,654万9,000円は、消防団第1分団第3部豊岡地区及び第7分団第3部西武地区に小型動力ポンプつき積載車、多機能型消防自動車を更新整備する登録料や自動車リサイクル法の手数料、自動車保険料、車両購入費及び重量税でございます。

次に、大事業、消防団活動費、広報事業費47万3,000円は、新入団員の確保が難しい状況となっていることから、広報紙の発行や各種メディアを利用した広報活動で消防団活動への理解を深めてもらい、団員の確保を図るための広報活動費でございます。

次に、大事業、女性防火クラブ運営事業87万2,000円は、女性防火クラブ員の報償費及び運営交付金等でございます。

大事業、事務費940万6,000円は、自動車用品等の消耗品、消防団員福祉共済制度負担金及び退職報償金への負担金が主なものでございます。

次に、目3 消防施設費についてご説明申し上げます。大事業、消防施設諸工事費、中事業、防火水槽整備事業472万5,000円は、扇台土地区画整理事業地内に40立方メートルの防火水槽1基を設置するものです。

次に、大事業、消防施設用地借上料608万2,000円は、市内の防火水槽、消防団車庫用地、

分署用地等の借り上げ料を計上したものでございます。

大事業、消火栓設置費負担金608万1,000円は、水道部との協議により設置することになった消火栓20基の設置工事負担金です。

大事業、消火栓維持管理費負担金1,989万6,000円は、市内に設置されている消火栓の維持管理費789万6,000円及び調整工事等負担金1,200万円を計上いたしました。

大事業、消防庁舎耐震化推進事業290万円は、消防本部庁舎西側A棟の耐震診断を実施するものです。

以上で消防関係の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9消防費、項1消防費について質疑を願います。

吉澤委員 何点か質疑させていただきますが、まず新年度消防団の車両2台更新ということなのですが、入間市は消防団の車両充実しているかなというふうに思うのですが、これは広域化された場合、今後車両の更新とか維持管理というのは組合か、それとも市が担当するのか、その辺お知らせください。

消防本部次長 お答えします。

組合消防になった場合につきましては、消防団事業につきましては各市で実施するものでございます。したがって、消防車両も市が更新する計画で行いたいと思っております。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。そうしますと、これまでどおりといいますか、順次必要なところにまた車両を更新したりとかということで充実して配置してほしいと思うのですが、同じ、では消防団の関係でもう一点なのですが、広報事業ということで、市議会でも消防団のコミーシャルを見させていただいて、大変努力されているなというふうに思うのですが、やっぱり災害起きたときに身近な消防団員というのが力強い存在だと思っておりますけれども、今の時点で希望者ですとか入団者の数というのはどのようになっているのでしょうか。

警防課長 今入団者数は294名となっております。

以上です。

吉澤委員 PR活動して、例えば今年度何人ふえたとか、今希望されている方が大体申し込みというか、状況を知りたいというような方がふえているかどうか。

警防課長 お答えします。

今年度入団者数は3名か4名入団しまして、現在の294名となっております。

内訳ですが、今年度の4月1日付入団が、22年度の退団者が21名で、4月1日付の入団者



数が14名、6月1日付の入団者が3名、7月1日付の入団者が1名で、平成24年の1月1日付の入団者が1名です。10月1日付で1名退団しておりまして、平成24年の1月1日付で294名となっております。

それから、PR等で広報活動の見て入団したという方は3名ほどいたと記憶しております。

吉澤委員 わかりました。では、すごく効果も出てきているのかなというところですかね。

消防広域化についてで、この間、総括質疑の説明でありましたけれども、会議を持たれたということなのですが、12月議会で可決されて、まださほど時間もたっていないので、そう中身に変化はないのかなと思うのですけれども、各市で市民説明会が行われて、それぞれの市でいろいろな意見が出されたと思うのです。これについてやはりどのように反映されていくのかなというところで、現状、意見を持ち寄ったりとか、何かこれによってやっぱり計画のほうに反映するとかということはあるのでしょうか。

消防本部次長 お答えします。

ご指摘のとおり、市民説明会、入間市におきましても昨年5回実施しまして、参加いただいた方が84名ということで、そのご意見につきましてはさまざまなはしごの関係だとか、それから出動関係、いろいろいただきました。その内容につきましては、すべて広域の所沢の事務局で集約しまして、今後広域を実施する上で、この1年間、平成24年度にそれらの事項をすべてまとめて、反映できるものは反映するという形で検討していくところでございます。

以上でございます。

吉澤委員 ぜひやっぱり市民の皆さんの声を反映していただきたいなというふうに思います。

あと、済みません。続けてなのですが、新年度に消防庁舎の耐震化の診断、耐震診断行いますけれども、これで多分耐震不足ということになれば、補強工事をしていくこと、改築になるのかわかりませんが、することになると思うのですが、来年度から広域化されて、ほかの地域の消防庁舎も古い庁舎ありますので、その辺での予算の絡みというのか、当然各自治体としては自分のところを早くやってほしいという希望もあると思うのですが、その辺は今後どのように話し合われるのでしょうか。

参事兼消防総務課長 では、お答えします。

耐震の関係につきましては、この間の分科会とかでいろいろお話がありまして、ほとんど耐震のほうは終了しております。入間市だけがちょっとおくられているような状況でございまして、平成24年度予算の中で本部庁舎の西側のA棟ですか、これが昭和42年に建築された建物ですけれども、それにつきましては平成24年度で耐震診断を行いまして、その後、設計、施工につきましては、これは組合のほうに全部無償譲渡しますので、組合のほうの事前協議があつて、それからの形になると思うのですけれども、今のところは入間市が一番おくられている状態です。

以上です。

吉澤委員 状況はわかりました。飯能の稲荷分署とかも古いので、ちょっとそこら辺の絡みでと思ったのですが、あとは組合のほうでの話し合いにはなると思うのですけれども、了解しました。

山本委員 今の関連でお伺いをしたいのですけれども、うちの本署と分署とありますよね。通常業務に使われているような主立った建屋の中で、旧耐震のものというのはどのぐらいあるのでしょうか。要するに今後耐震診断を必要とするかもしれないという旧耐震設計になっている建物、建屋というのはどのぐらいあるのですか。

参事兼消防総務課長 お答えします。

本署の場合は、先ほど申しました昭和42年が一番古くて、次の本署の本部庁舎のB棟、こちらが昭和56年、耐震基準を満たしているような形になっている。あと、藤沢分署につきましては昭和61年に建設されておりますので、これも耐震基準を満たしております。それとあと、西武分署につきましては昭和63年に建設されておりますので、今のところA棟を除きましてすべて耐震基準を満たしているところであります。

以上です。

山本委員 今うちが一番おけているというご指摘でしたけれども、残っているのは本署のA棟、古いほうだけと。ほかはもう全部終わっている、5市ある中でもう全部終わったところが4つで、うちがあと1個残っていると、それでおけているということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

参事兼消防総務課長 そのとおりでございます。

金子委員 非常備消防費の関係なのですが、先ほどの説明ですと、退職報償金とございますか、5年以上の方が20名を予定をしているということなのですね。説明があったわけですが、3年ぐらいたちますか、消防のOB会とございますか、消防を退職された方が消防活動に従事というか、応援するというような感じでできたような気がしたのですけれども、その辺は、確認なのですか。

消防署長 今委員さんおっしゃるのは、多分ひばり支援隊のことかと。この関係につきましては、消防団のOBで5年以上していただいた方で、各地域で組織をしていただいております。活動は、主に消火活動ではなくて、消防団が詰所から出動した後、消防団の詰所を要するに戸締まりをしたりとか、帰ってきた団員さんの賄いとか、そういうことを主にしていただくという目的で設置しております。現行も、当時3年前、詳しい年数はちょっと忘れましたが、その当時と同じ300名前後で現在も推移しております。

以上です。

金子委員 そうしますと、20名ぐらいの退職された方も各地域に回って、これを応援しているということで理解をしてよろしいのでしょうか。

消防署長 そのとおりでございます。

金子委員 消防団のほうは、そういうことでOBの方が地域の消防団に支援をしているということなのですが、現職の、現職というか、プロというか、署の退職者等々は今どんな現状でいっていますか。

消防署長 消防署の発足が42年ということで、その当時入った方がようやくここで退職を迎えられて、消防署に入って、直にやめたというのはまだ五、六人ですか、そういう形で人数が少ないもので、組織としては消防団OBと消防職員のOBで消防友の会という形で活動していただいております。これは、あくまでも消防活動自体の支援ではなくて、側面からの支援という形で今現在活動していただいております。

以上です。

近藤委員 婦人防火クラブ、今やっていますよね。今高齢者のひとり住まい、そういった部分は非常に多いと思うのですが、本年度はどんなふうな形で活動していくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

予防課長 入間市の女性防火クラブにつきましては、平成23年度の活動状況でございますが、活動の合計にしまして延べ62回、延べ人員で293人活動しております。また、おくれましたけれども、平成23年度につきましては会員さん25名で活動しております、今お話しの方火診断につきましては、例年でございますが、11月からちょうど火災予防運動が終わるような時期にかけまして、ことしにつきましては市内の400世帯の高齢者のひとり暮らしの世帯、400世帯を女性防火クラブで防火訪問を実施する計画を立てまして、実施しております。その400世帯、今現在では約360世帯が訪問終わりました、残り40世帯を今後残しているのみでございます。

以上でございます。

〔(来年は) と言う人あり〕

予防課長 来年度につきましても、ここで人員につきましては、今お話しした限りではお一人の方はまた入りたいようなご希望もございまして、人数が1人ふえて、活動になるのかとも考えておりますが、来年度につきましては今度はやはり400世帯ぐらいをめどに、またここで今、ことしは74歳以上のご家庭を訪問しているのですが、来年度は75歳以上の家庭を訪問する、そんな計画を予定しております。

以上でございます。

近藤委員 その中で、400軒近く回っているということなのだけでも、これ2人とか3人で組んで回っているのか、それともまた個人的に回っているのか。あと、その中で何か異常とか、そういったものが過去あったのかどうか、その辺ももしわかればお願いしたいなと思うのですが。

予防課長 防火訪問の実施につきましては、原則的には女性防火のクラブ員がお二人、それに予防課の職員が1人、3人で訪問をしております。たまたま当日の欠席等ございまして、クラブ員がお一人と職員が1人という形でございますが、必ず職員と一緒に同行するような形で実施をしております。それとあと、過去に何かいろいろなこと、事件等含めてあったのかということでございますが、今まではそういった不審なこともありませんし、危険なこともあったというお話は聞いておりません。

以上でございます。

平山委員 防火水槽のことなのだけれども、今市内にかなりあると思う。それが今幾つぐらいあるのだから。それから、それを今後撤去していくのかどうか。いろいろ金子地区なんかの場合にはかなり多くあるのですが、撤去の問題で、消防でやってくれるのか、自治会でやるのかとか、いろいろな意見が出ていますので、その辺ひとつご説明をお願いしたいと思います。

警防課長 市内の防火水槽につきましては、40トン以上が3月、きょう現在ですが、956基あります。そして、市内にある古い防火水槽の撤去の問題につきましては、基本的には消防本部、市でお借りしている土地で市で設置してあるものにつきましては契約条項にありまして、話し合いで市が撤去するということになっております。過去金子地区で自治会が設置して、消防本部が維持管理していない場合については自治会の経費ということで、それも詳しく消防本部のほうで経過を調べまして、消防本部の管理ではないということで、自治会の管理だということで、自治会の役員の方と協議しながら、自治会の経費ということで行った過去の事例もございます。

以上です。

平山委員 例えば自治会で撤去した場合に、どのぐらい費用というのはかかるものだね。

警防課長 恐らく自治会で、昔ながらの、10トン未満だと思うのですけれども、無筋の場合もありますし、鉄筋が若干減っている場合もありますので、一概には言えませんけれども、大体、私ちょっとあれなのですけれども、30万円ぐらいかな。ちょっとその辺は詳しいことがわからないのですけれども、約30万円ぐらいでその辺は壊すことはできるのではないかなとは思っております。

以上です。

向口委員 非常備消防のほうで、先ほど女性防火クラブのお話が出たのですけれども、それについて私もちょっと質疑させていただきたいのですが、一番ひとり暮らしの高齢者の方々にとって私も心配しているのが家庭内の火災報知機ですか、この設置状況なのですけれども、そういったことは女性防火クラブさんのほうでは見ていらっしゃるのでしょうか。

予防課長 住宅火災警報器の設置に関してのご質疑だと思いますが、防火診断時に訪問した家庭に住宅火災警報器につきましても十分ご説明をするとともに、実際に設置されているかの確認を

させていただきまして、現在につきましては、今年度につきましては、実は防火安全協会という外郭団体の45周年記念の記念品で住宅火災警報器をいただきまして、高齢者の単身世帯の方で防火訪問時に設置がしていないと、またなかなか設置も自分ではできないというような方もございますので、その寄贈いただきましたものを必要な場所に職員の手で設置をしているような状況でございます。

以上でございます。

向口委員 それで、その際にどのくらいのまだ未設置の方がいらっしゃったとかというのはわかりますか。そしてまた、記念品としていただいて、すべてが網羅されたのかどうか、お聞きしたいのですけれども。

予防課長 今回女性防火クラブが回っている400世帯の設置率につきましては、まだ現在は出ておりません。この設置の事業につきましても今年度主に始めたものでございますので、それにつきましては今年度の結果をよく確認しまして、その状況も含めた住宅火災警報器の設置率の向上に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

向口委員 了解いたしました。

また消防団の関係なのですけれども、女性防火クラブさんも活動されて、一生懸命活動されていると思うのですが、近年では女性消防団というのができているところが多いのですけれども、それに対する当市の考えというのはいかがでしょうか。何かそういう方向性で今後持っていきたいですとか、考えていませんですとか、何かそういうご意見ありますでしょうか。

消防本部次長 お答えします。

女性消防団につきましては、平成22年度から団長を初めとして協議を進めているところでございます。女性防火クラブとの意見交換をしながら、その平成22年度から、平成22年度、平成23年度という形で情報交換をしながら、女性消防団設置等について今現在協議している段階でございます。将来という形になりますと、女性消防団員の担う部分も含めて、今ある女性防火クラブの事業状況も含めて、これから徐々に詰めていく段階でございますので、もうしばらくお時間いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

向口委員 女性消防団を進めるに当たって、例えば消防団の方々の意見を非常に優遇、優先といたしますか、していくのか、それともこちらの消防署のほうのお考えを、その辺どういう割合といたしますか、それは協議なのでしょうけれども、やはり消防団の、これからやっぱり消防署のほうは広域化のほうで分かれてしまうわけですから、その辺は、それでも協議していくのだよということよろしいのでしょうか。その辺のお考えのすり合わせ状況というのですか、

どういふふうに今後されていくのかなと思つたのですけれども、いかがでしょうか。

消防本部次長 お答えします。

女性消防団のいわゆる団員としての入団の関係につきましては、やはり消防団長を含めた消防団、消防団が組織する内容、いわゆる人員構成等がございます。今回も消防団長が機能別消防団的な多機能車を取り入れたり、いろいろ今後の消防団のあり方というのはやはり消防団長を中心とした消防団の皆さんで考えただくと。災害を考えたときに、常備消防との災害の防御のやり方、それから火災予防のやり方、これらについて、今おっしゃるような女性の立場からのいわゆる防災の考え方、それらも含めながら検討していかなくてはならないということですが、市としてはやはり消防団の組織上の問題もございますので、消防団の組織をうまく考えが出てきて、消防がそれに消防、いわゆる火災予防だとか、そういった部分で協議させていただくという形で進めていこうと思っております。なお、広域につきましても、やはり消防団というのは消防とのいわゆる二輪車でございますので、同じような形でやはり今後も協議をしながら防災等について考えていくということで今進めている現状でございます。

以上です。

向口委員 今後のことになるのですけれども、その際に女性消防団が仮に誕生したとして、そうすると女性防火クラブというのは今後どうなっていくのか、両方とも併存していくのか、その辺に対する見通しというのはございますでしょうか。

消防本部次長 お答えします。

今おっしゃるような形で、現状として非常に難しい問題であるということでございます。今女性防火クラブも担っている部分というのは非常にボランティアで、前回もお答えさせていただいたと思うのですけれども、非常にボランティア精神といいますか、そういう部分、奉仕したい部分というのが強いのでございます。今まで10年以上活動していただいて、ほとんど、失礼ですけれども、やめることなく今まで来ていると。そういう部分では尊重しなくては行けない。消防団、では女性消防団は今後どのような活動を担っていくのかという部分も、当然防災に関しては、それから火災予防に関しては同じような部分も当然考えられるということもありまして、市の予算から、少ないですけれども、報償もらったりという部分もありますので、それがやはり重複等もありますので、そこら辺も含めながら検討させていただきたいと。将来、ではどっちをとるのかという部分もご指摘であると思っておりますけれども、とりあえずはもう少し消防団を含めた常備との検討をお時間をいただいて、結論を出していきたいなというふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

野口委員 では、住宅火災警報装置の普及ということでちょっと確認したいのですけれども、ちょっとおさらいですけれども、目標が全世帯の何パーセント立てて、どういう啓発をやって、現

在どのぐらいまでいったかというちょっとおさらい、教えていただけませんか。

予防課長 住宅火災警報器の普及啓発の問題でございますけれども、今お話ございました目標につきましては、やはり条例化して、全世帯に設置義務化ということになりましたので、目標といたしましては、市民の安心、安全のためには全世帯100パーセントを目標に消防本部としては取り組んでおるところでございます。その活動につきましては、先ほどにもお話しさせていただきましたが、女性防火クラブを含めた消防職員もそういった防火訪問をしての普及啓発やら、また広報媒体を利用したの普及啓発活動を行っております。また、条例化した折には各自治会のほうを回らせていただきまして、自治会長さんを初め役員の皆様方にその設置のご協力についての説明会も実施してございます。それで、普及率でございますが、入間市につきましては、昨年の6月に国のほうで統計調査をいたしました結果でございますが、75.7パーセントの、これは推計でございますけれども、普及率になってございます。ちなみに、全国的には71.1パーセント、県では65.7パーセントという状況でございますが、まだ75.7パーセントですと、残り24.3パーセントの世帯に設置されていないということでございますので、今後とも普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

野口委員 もう一つ確認なのですが、これからの25パーセント弱普及というのは逆に難しいというか、ちょっと、ずっと広がった後の残りというのは結構難しいのですけれども、そういう普及活動は組合、平成25年以降、どちらでやるのですか。あれだったら組合移行後、どこがやるのですか。

予防課長 住宅火災警報器につきましては、火災予防条例で設置の義務化を図ってございますので、条例が今度広域のほうで条例制定という形になると思いますので、当然また市民の安全、安心のための条例でございますので、その普及につきましては消防広域のほうで責任を持って普及啓発に努めていく予定でございます。

野口委員 若干心配するのは、やはりこれから普及というのは自治会とか、そういったコミュニティを利用しないと、なかなかチラシをまくだけ、チラシというか、何かをやるだけではなかなか進まないの、具体的にサービスの、つまりこういったものをどこで利用できますよみたいなことを含めて、自治会等を通して市民に教えるというか、啓発するということが必要なのですけれども、ですからそういう自治会とかのご協力というのは、組合移行後、ちょっとスムーズにいかなくなるのかなと若干心配したのですけれども、どうなのですか。

予防課長 広域になりましても、啓発活動につきましては、今でいう各市の消防署、今度は広域になりますと市がとれますけれども、各地区の消防署で啓発活動を行ってまいりますので、消防署管内の自治会の皆様と連携をさらに密にしまして、啓発活動を進めていく予定でございます。

以上でございます。

向口委員 では、今ちょっと警報器の話がまた再度出たのですけれども、普及率が75.7パーセントということなのですが、私この普及率をどのように調べているのかなというのをいつも疑問に思っていたのですけれども、多分一部の地域から抽出して、聞き取り調査とか何かされているのかどうか、そういう、ちょっとわからないのですけれども、どのような形で調べられているのか、教えていただけますか。

予防課長 普及率につきましては、国のほうで一括で集計はしておりますのですが、その推計の仕方につきましては、報告をする前、過去2回、各市でそういった普及率の統計的な調査もいろいろアンケート等も含めて実施しておりますが、そのアンケート、ある程度数を集めたアンケートの調査の結果に基づきまして、それを報告をし、国のほうでは県の普及率、国の普及率、また市町村の普及率を推計をしているというようなところでございます。ちなみに、75.7パーセントの普及率につきましては、これは平成22年度の消防フェアの会場、これ万燈まつりと一緒に開催しております消防フェアの会場、それからイオン、ジャスコですか、イオンさんのところで住宅火災警報器の啓発活動、広報やったときに行ったアンケートの結果をもちまして、その結果が75.7パーセントでございました。また、ちなみに昨年度につきましては市内の小学校、これ8校ですけれども、各地区1校に豊岡地区が2校ですけれども、の保護者にアンケートを行いまして、こちらにつきましては3,977枚アンケート調査をお配りしまして、回収が2,955枚、かなり回収率がよかったですのですが、この時点では57パーセントでございました。ただ、この57パーセントで、私がちょっと分析させていただきましたらば、マンション関係、共同住宅関係の普及率については八十数パーセントとかなり高い数字でございましたが、やはり新興地でなくて、従来から戸建てのうちが多いような地域につきましては若干その数字が低いような、そんな傾向がございましたので、その後、今現在はそういった普及率が少ない部分についてさらに研究して、その辺の普及啓発の活動を展開していきたいと考えております。

以上でございます。

山本委員 五市消防の設立準備事業の件で何点かお伺いをしたいと思います。

これ平成25年4月に移行ですから、常備消防費に関してはこれが当市としては最後の予算になりますよね。当然これ、まずお伺いしたいのは、設立準備事業の事業、平成24年度、設立準備室でしたっけ、そちらで何をなさるのかという部分、設立の準備として。想像するに、例規の整備から始まって、職員体制の整備から何から全部決め事の案を全部おつくりになるのだと思うのですけれども、まずその認識でいいかどうか、ちょっと概要をご説明いただけますか。一部は本会議でいただいたとも思うのですけれども。

消防本部次長 お答えします。



ご指摘のとおり、平成24年度の準備といたしまして、条例等の改廃も含めましてありますけれども、まず4月からスタートする準備室に増員をいたしまして、14名体制で、今、議会でもご報告させていただきましたけれども、各部会、9部会、財政も含めましてすべての部会で、いわゆる広域の消防に必要な条例、規定、規則、そういった実務も含めました内容を詰めていくというのが準備でございます。この内容につきましては、まず条例関係等につきましてはおおむね9月めどで、それまでにおおむね新しいもの、古いものの内容を詰めていくという形です。平成24年の12月に財産の処分等を行うと、そういうことで平成25年の2月に市長で最終的な事務の執行の確認をしていただくという形で、1年間を通して準備、通信指令室が中心ですけれども、とりあえず通信指令室を立ち上げて、準備をして、そのほかに各部門で専門的なものを処理していくということでございます。

以上です。

山本委員 これ関係例規の部分で、また財産処分の部分と、これ私どもの議会のほうも当然相当数かわってくる。組合の内部の部分、組合として財産を受け入れるであるとか、組合としてのルールをつくる部分は来年の4月に組合議会が立ち上がってから議決をせねばならぬというのは理解できるのですけれども、当然そこに議員を送り出すのも我々なわけで、そこへばあんといきなり出されて、のめ言われても困るわけで、事前にそれなりに進捗状況等についてお知らせをいただかなければ判断のしようがありませんし、やっぱり当然市側、現在うちで持っている消防関連あるいは防災関連の条例等々、相当数書きかえないといけなくなるだろうし、財産の云々かんぬんの部分についても当然理事者側ではされるでしょうけれども、当然相当部分は最終的に我々議決せねばならぬという話だと思しますので、その辺、この1年間の中で相当の部分詰めていかれると思うのだけれども、各構成市の理事者間の協議は当然しながら進めていかれるだろうけれども、議会との関係はどういうふうに進めていかれるお考えなのか。できれば連携を密にお願いしたいと思うけれども、その部分のご所見はいかがでしょう。

消防長 では、お答えします。

今後1年ちょっとかけて広域化に向けて進めるわけですが、内容は非常にボリュームが大きいものですから、スピード感を持って進めなくてはならないという部分でございます。当然議会の議員の皆様方にもお諮りをしなくてはならない部分はたくさんございます。それにつきましては、広域の今消防課が所沢の消防本部にございますけれども、そちらのほうで指揮をとっていただいて、連携は本当に密にしていかななくてはいけないなというふうには思っておりますので、逐一ご報告なりお知らせはして、スムーズな議会運営のほうもよろしくご協力をいただきたいというふうを考えております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9消防費、項1消防費について質疑を終結いたします。

以上で消防所管のもの質疑は終了しましたが、各部所管のもの審査が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時43分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のもの審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

概要説明

秘書課長 それでは、秘書課所管の予算につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、歳入であります。予算説明書の32ページから33ページをお開きいただきたいと存じます。款21諸収入、項5目1節4雑入の説明欄の1番目、講演等参加者負担金73万8,000円の中に新年賀詞交歓会参加者負担金15万円を計上させていただいております。

次に、歳出について、予算説明書の40ページから41ページをお開きいただきたいと存じます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、秘書課所管のものについては、41ページの下段にあります大事業、有功表彰事業費及び秘書事務費で、総予算739万2,000円、平成23年度当初予算と比較いたしますと、額にして114万円、率にして13.4パーセントの減となっております。この減額の要因は、平成23年度、市制施行45周年記念表彰並びに記念式典に係る経費を計上していたことによるものであります。

大事業別では、有功表彰事業費78万1,000円は、入間市表彰条例に基づく表彰審査会委員報酬並びに年の初めに開催しております入間市表彰式及び賀詞交歓会に係る経費を計上いたしました。

次に、秘書事務費661万1,000円は、市長交際費及び事務費を計上したものであります。

以上で一般管理費のうち秘書課所管のもの概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

広報広聴課長 広報広聴課所管の平成24年度予算の概要についてご説明申し上げます。

最初に、歳入について主なものをご説明いたします。予算事項別明細書の31ページ上段の説明欄をごらんください。款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち、入間ケーブルテレビ株主出資配当金の18万円です。入間市の持ち株120株に対する1株当たり1,500円の配当を見込みました。

続きまして、事項別明細書35ページの説明欄中段をごらんいただきます。款21諸収入、項5雑入、目1雑入のうち、水道企業会計ホームページ管理負担金の39万4,000円につきましては、市公式ホームページの管理運営に関する運営について、企業会計分を負担していただくものです。

同じく雑入として、説明欄下から4番目の有料広告掲載料393万円について、この額のうち220万円分が広報広聴課の分になります。これにつきましては、ホームページへのバナー広告掲載料と「広報いるま」の広告掲載料を見込みました。

続きまして、歳出について概要を申し上げます。予算事項別明細書44ページ上段と45ページの上段をごらんいただけますでしょうか。款2総務費、項1総務管理費、目2広報広聴費となります。広報広聴費は、市民憲章推進費、広報費、広聴費、平和都市宣言推進啓発費の4つの大事業で構成されています。平成24年度の当初予算額は5,214万3,000円となり、前年度当初予算より345万1,000円の減額、率にして6.2パーセントの減となっています。この減額は、広報費の広報発行費及び広聴費の市民意識調査費の減額が主なものです。

それでは、構成される大事業について説明させていただきます。市民憲章推進費の62万5,000円は、市民憲章の普及活動や実践する市民の表彰等に要する経費です。

広報費につきましては5,026万2,000円で、前年度当初予算よりも252万6,000円の減額、率にして4.8パーセントの減額となりました。このうち、中事業、広報紙発行費2,032万4,000円につきましては、「広報いるま」の発行が主なものですが、前年度当初予算対比171万2,000円減額、率にして7.8パーセントの減です。「広報いるま」印刷製本費の1ページ当たりの単価を平成23年度の契約単価をベースに減額したことによるものです。工夫と研究により、さらなる広報紙の充実を図ってまいります。

同じく中事業、ホームページ管理事業357万7,000円は、市公式ホームページモバイルサイトを適正に維持管理するため、システム保守委託料、リース料等です。76万6,000円の減額は、主にリース終了に伴うシステム機器の無償譲渡によるものです。情報化の進展に合わせ、公式ホームページの充実を図ってまいります。

テレビ広報制作費につきましては、前年度と同じ内容による入間ケーブルテレビへの制作委託料を、またコミュニティFM広報放送費につきましてもエフエム茶笛への放送委託料を計上し、平成24年度におきましても市民の特色ある情報提供サービスの事業を展開していきます。

続きまして、大事業、平和都市宣言推進啓発費119万1,000円は、入間市平和都市宣言の趣旨に基づきまして、継続している事業です。広島市平和記念式典への市民派遣、平和バスツアー、平和祈念資料展の開催、平和ポスターコンクール、そして平和を願う講演会などに係る経費です。

以上で広報広聴課が所管しております予算についての概要の説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

企画課長 それでは、企画課所管の主なものにつきましてご説明させていただきます。

初めに、歳入についてですが、予算事項別明細書24、25ページをごらんください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10特定防衛施設周辺整備調整交付金7,000万円は、国が特定防衛施設として指定した防衛施設、これは航空自衛隊入間基地のことでございます。それが存在する市町村に交付されるというものでございます。前年度比較で2,000万円の増額は、平成23年度における特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定見直しが行われ、入間市のような人口密集地の算定率が向上したことによるものでございます。平成24年度につきましては、加治丘陵さとやま自然公園施設整備、生活道路の補修費、子ども医療基金への積み立てへの充当を予定しております。

次に、26、27ページ上段をごらんください。款16県支出金、項1県負担金、目10埼玉県分権推進交付金1,311万1,000円は、埼玉県分権推進交付金要綱により県から権限移譲を受けて実施する事務に対する交付金でございます。

続きまして、28、29ページ、項3県委託金、目1総務費委託金、節5統計調査費委託金307万3,000円は、県から委託を受けて実施する各種統計調査事務に対する委託金でございます。この委託金は、歳出予算といたしまして、説明書の64、65ページをお開き願いたいと思います。そこの款2総務費、項5統計調査費、目2基幹統計調査費の財源となるものでございます。なお、平成24年度の主な調査は工業統計調査、それと就業構造基本調査の実施を予定しております。この調査実施に伴う指導員、調査員の報酬等に支出するものでございます。

次に、戻りまして予算説明書の34、35ページ中段をごらんください。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、説明欄、財団法人市町村振興協会市町村交付金4,247万9,000円は、県内市町村の振興を目的として宝くじの収益をもとに市町村振興協会から交付される交付金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。予算事項別明細書52ページ中段をごらんください。款2総務費、項1総務管理費、目17男女共同参画推進費でございますが、男女共同参画推進事業は、平成24年度より組織機構の見直しに伴い、男女共同参画の一層の推進を図るため、企画課から、より市民に近い事業の実施部門である自治文化課の所管となるものでございます。

説明欄、大事業、男女共同参画推進事業600万2,000円については、中事業、報酬として男女共同参画審議会開催に伴う委員15人の2回分の報酬として21万1,000円を、また中事業、男女共同参画推進事業579万1,000円は、第3次いるま男女共同参画プランに基づく事業実施に係る経費を計上いたしました。

大事業、管理運営費948万円につきましては、市民活動センターとの複合施設である当該施設全体の管理運営費を計上いたしました。

以上で企画課所管の歳入歳出の予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

財政課長 財政課所管の主な項目についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算説明書14から15ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款2 地方譲与税ですが、項1 地方揮発油譲与税は、平成23年度の決算見込額に地方財政対策の伸び率0.9パーセント増を見込み、1億690万円を計上いたしました。

項2 自動車重量譲与税は、平成23年度の当初予算額に地方財政対策の伸び率2.8パーセント減を見込み、2億2,990万円を計上いたしました。

次に、款3 利子割交付金は、埼玉県の平成24年度予算に入間市の配分率約2パーセントを乗じて5,240万円を、款4 配当割交付金は同様に3,470万円を、款5 株式等譲渡所得割交付金は同様に1,110万円を計上いたしました。

次に、款6 地方消費税交付金は、平成23年度の最終予算額12億500万円に地方財政対策の伸び率3パーセント増を乗じまして、12億4,130万円を計上いたしました。

続きまして、恐れ入ります。16から17ページをお開きいただきたいと思います。款8 自動車取得税交付金は、埼玉県の平成24年度予算に入間市の配分率2パーセントを乗じまして、1億4,990万円を計上しました。

次に、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金は、政府関連予算案で前年同額が計上されていることから、平成23年度の交付見込みと同額の6,000万円を計上いたしました。

次に、款10項1 地方特例交付金は、減収補てん特例交付金1億3,700万円を計上しました。これは、住宅ローン減税による個人市民税の減収額に対応するものであります。なお、前年度比1億1,730万円の減額につきましては、2つの要素がございます。1つは、児童手当及び子ども手当特例交付金が廃止されたこと、これは扶養控除の見直しの税制改正により、平成24年度から地方の市民税の増収分がありますので、その分は子どものための手当の地方負担に充てるとの国の判断から廃止されたものでございます。2点目は、自動車取得税の減収補てん特例交付金でございます。これは、平成21年度から平成23年度までのエコカー減税に対応するため、終了したものでございます。

次に、款11 地方交付税は、地方財政対策を基本に基準財政需要額と基準財政収入額を積算

したところ、収入額が需要額に達せず、財源不足が見込まれたため、普通交付税15億7,300万円を見込みました。また、特別交付税は前年度から1億300万円増額の2億8,900万円を計上しました。これは、前年当初予算が交付税の5パーセント割合でありましたが、震災の影響で実施が見送られたため、平成24年度は6パーセント割合で見込んだこと及び消防広域化に伴う特別交付税が2,800万円交付されることによります。

次に、款12交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の2,250万円を見込みました。

次に、30から31ページをお開きいただきたいと思います。款17財産収入、項1財産運用収入、目2節1利子及び配当金の中で、説明欄1つ目から財政調整基金利子収入、2つ目、公共施設整備基金利子収入、6つ目、土地開発基金利子収入につきましては、各基金の運用利子収入でございます。

続きまして、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金ですが、歳出に対し歳入が不足したため、その不足額を補てんするため、財政調整基金から8億4,000万円を繰り入れさせていただきたいものでございます。

款20繰越金は、前年度繰越金として、平成23年度の状況から、前年度と同額の6億円を見込みました。

次のページをお開きいただきたいと思います。32から33ページでございます。款21諸収入、項3収益事業収入、目1節1競艇事業収入は、組合からの通知により、前年度と同額の5,000万円を計上いたしました。

歳入の最後になりますが、34から35ページをお開きください。款22項1市債、目3衛生債、目7土木債、次のページ、目8消防債及び目9教育債につきましては、宮寺清掃センター施設整備事業債など14件の適債事業を見込みました。

また、目13臨時財政対策債は、市税等を初めとする自主財源の減に伴う財源不足額が増加したため、地方財政対策を参考に23億7,000万円を見込みました。以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出をご説明申し上げます。恐れ入りますが、44から45ページをお開きいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費の大事業、財政管理事務費90万1,000円は、主に予算編成、決算統計、市債借り入れ事務等に係る事務経費でございます。

次に、次のページをお開きください。46から47ページの日6財政調整基金費及び目7公共施設整備基金費は、基金運用利子等を積み立てるものでございます。

恐れ入りますが、148ページから149ページをお開きいただきたいと思います。款11項1公債費、目1元金、大事業の償還元金26億1,990万7,000円は、昭和61年度から平成22年度までに借り入れた市債の償還金の元金分を計上したものでございます。

目2 利子、大事業の説明欄、償還利子4億7,966万9,000円は、昭和61年度から平成23年度までに借り入れた市債の利子の償還金でございます。

また、一時借入金の利子242万5,000円、繰替使用等償還利子5万3,000円を計上いたしました。

次に、150から151ページをお開きください。款12諸支出金、項1 基金費、目1 土地開発基金費1万円は、利子相当分を繰り出すものでございます。

また、項2 諸費、目1 水道事業会計返還金3億423万2,000円は、平成21年度に水道会計から借り入れた12億円の残金6億円の償還元金3億円と利子分を計上したものでございます。

次に、152から153ページをお開きください。歳出の最後でございます。款13項1目1 予備費5,164万4,000円につきましては、緊急的な予算外の支出に対応するため、計上をさせていただきます。

恐れ入りますが、最初に戻りまして、予算書1ページをお開きいただきたいと思います。1ページの第2条、債務負担行為及び第3条、地方債でございます。これにつきましては、恐れ入ります。7ページをお開きいただきたいと思います。第2表の債務負担行為でございます。土地開発公社に対する用地取得の債務負担行為4件の合計2億46万1,000円を設定し、さらに土地開発公社に対して同じ額を債務保証といたしました。

次に、8ページをお開きください。第3表の地方債につきましては、宮寺清掃センター施設整備事業を含む14件の適債事業を計画するとともに、一番下の行の臨時財政対策債を含め、合計15件、36億7,930万円を計上いたしました。

恐れ入りますが、再度1ページにお戻りいただきたいと思います。第4条の一時借入金でございます。借り入れ最高額を30億円と定めたものでございます。

また、第5条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法の規定によりまして、人件費に係る予算額に過不足が生じたときに、同一款内であれば各項間の流用ができる旨の定め書きでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

参事兼職員課長 それでは、職員課所管の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、予算説明書33ページをお開きください。款21項5目1 雑入、説明欄の上から2番目の雇用保険料被保険者負担金769万8,000円、これにつきましては嘱託職員及びパート職員の雇用保険に係る本人負担分でございます。

次に、35ページ、同じく目1 雑入の説明欄下から6番目の埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金773万9,000円は、平成23年度から平成25年度まで3年間派遣する職員1人分の平成24年度における給与等を協定書に基づき、年度末に埼玉県後期高齢者医療広域連合から負担金として受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、41ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、職員課のものの中から主なものについてご説明申し上げます。大事業の1番目、職員給与費22億2,016万7,000円は、職員課で予算措置している範囲の職員給与費を見込んだものでございます。なお、厳しい財政状況にかんがみ、平成24年度も引き続き市長、副市長の給料の減額及び課長職以上の管理職手当の削減を予定しております。

次に、43ページをお開きください。大事業の一番上、人事管理費6,116万9,000円のうち、中事業のパート職員関係費5,336万円は、産休、育休、病休等の長期休暇の取得や中途退職等、突発的な場合に対応するためのパート職員の賃金、社会保険料等でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入の款2地方譲与税、款3利子割交付金、款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金、款9国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10地方特例交付金、款11地方交付税、款12交通安全対策特別交付金について質疑を願います。

野口委員 では、款3利子割交付金と款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金で、その資料として平成24年度入間市予算参考資料の5ページから6ページにかけて、平成22年度決算、平成23年度当初予算額か、そして平成24年度当初予算額、この推移が載っていて、何となく流れが一緒で、平成22年度決算額から平成23年度当初予算額ががくっと落ちて、平成24年度当初予算額でちょっと盛り返しているという。県の予算との関係でこれやられたのですけれども、前提となる経済状況の見方を教えてください。

財政課長 国は、GDPに対する経済成長率は2パーセントまたは2.2パーセントということで国の予算は考えてございます。それをもとに地方財政対策が組まれているわけでございますので、基本としてはそういう傾向があるのだらうというのは背景で考えてございます。ただ、今回の利子割交付金、配当割交付金等については、やはり国の基本とした実質成長率を基本とした予測をもとに私たちも計算を入れてございますので、国に準じた考え方ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

野口委員 地方交付税で、ちょっと基準財政需要額、これはどこの表だったかというのと、何か表が、基準財政需要額の表がどこかあって、どこだったかな。このどっちかの表にあって、何か臨時財政対策債振りかえ前のものがだんだん減っているのですよね。22、23、24と。どこか表があって、ごめんなさい。どこかに表があって。だから、入間市の基準財政需要額はだんだん若干ずつ減っていつているというのは何でかなということで、そこら辺の見方を。これも同じく参考資料の8ページ、基準財政需要額で臨時財政対策債振りかえ前が若干減っている



というこの見方について教えていただけませんか。

財政課長 経済状況と需要額というのはなかなか連動しないものだということは、前提とあると思います。私たちも基準財政需要額の総額は余りそう意識はしていない部分ではあるのですが、大体そんなに例年動かないものだ。例えば細かく経費を見ると、高齢者福祉に関しては需要額は大きくなっているでしょうけれども、逆に申し上げると少子化で減っている部分もあったり、そういったことで私どもも計算を入れている、その計算のそれぞれ年度の結果によって、結果として動いているというところで私たちはとらえております。

以上でございます。

委員長 質疑はありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策特別交付金についての質疑を終結いたします。

次に、款15 国庫支出金のうち所管のもの、款16 県支出金のうち所管のものについて質疑を願います。

吉澤委員 予算説明書の27ページの埼玉県分権推進交付金で、ちょっと直接これとかかわるのかわからないのですが、きのうの質疑でも行いましたけれども、地域主権改革で推進法の第1次一括法と第2次一括法で義務づけ、枠づけの見直し、条例制定権の見直し、権限移譲と、いろいろな形で市にもおりてきていると思うのですが、その中で権限移譲について、既にもう移管されてきているものが何件ぐらいあるのか、あと4月1日付で移管されてくるものもあるかと思うのですが、どのぐらいの件数があるのか、お聞かせください。

企画課長 既にこれまでに当市に移譲された事務につきましては、68事務でございます。また、平成24年度につきましては法令移譲の部分だけでございますが、21事務ということになってございます。

吉澤委員 数でいうとかなりの数がもう既に移管されてきているということなのですが、実際の業務量というのはどのぐらい変化しているのでしょうか。

企画課長 今回組織の見直しがございます、これまでの業務量につきましては現有の人員で行うというところがございますが、今後の平成24年度以降につきましては新しい事務ということもありまして、なかなか当市では把握ができない部分もございましたので、移譲元でございます県のほうでその事務量というものを出示していただいて、その事務量を参考に、組織の部分で検討を行いました。

吉澤委員 では、平成24年度については組織機構の見直しで、事務量に対応した形で一応配置してい

るということによろしいのでしょうか。

企画課長 そうでございます。結果としまして県のほうからいただいたもので現状判断いたしますと、人員の増は必要ないという結果になりました。

吉澤委員 今回は、人員増必要ないということだったのですけれども、これからまた第3次という形で次々にふえてくるのではないかなというふうに思うのですけれども、これについてやっぱり自治体の負担にならないのかどうかという点ではどのようにお考えでしょうか。

企画課長 今後、今予定されておる情報のものでありますと、まだ平成25年度までの分で、平成25年度に法移譲のものが5事務というようなことになってございます。ここににつきましては、先ほどと答弁の内容は同じなのですが、今後移譲事務の、まだ受けておりませんので、その内容を勘案しつつ、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

吉澤委員 わかりました。具体的な個々の問題で今了解いたしましたけれども、地域主権改革の全体として、これから例えば国の出先機関の廃止あるいは地方への権限移譲という大きな問題も含まれていると思うのですけれども、きのうの市長の話だと、余り自治体との協議がないというようなこともあったのですが、実際に国と自治体の間で地域主権改革あるいは権限移譲の問題なんかで協議の場というのが実際にあるのでしょうか、ないのでしょうか。

企画課長 我々市町村レベルにつきましては、そのような場はございません。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち所管のもの、款19繰入金のうち所管のもの、款20繰越金について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款17財産収入のうち所管のもの、款19繰入金のうち所管のもの、款20繰越金についての質疑を終結いたします。

次に、款21諸収入のうち所管のもの、款22市債についての質疑を願います。

山本委員 市債の関係で、関連も含めて何点かお伺いをいたします。

まず、1点目として、これ消防債の関係なのですけれども、今期6億4,220万円ですか、計上されて、これ後ろの表で拝見すると、これ期末の現在高見込みが3億円強だったのでしょうか、3億2,101万6,000円ですか、なろうかと思うのですけれども、予算書の説明書168ページです。現在高調書拝見すると、そういうことのようなのですが、これ来年度から消防組合に組織が移行していく中で、たしか過去債務の部分は各市に残るのですよね。過去債務の償還分に係る地方交付税措置の関係、どういうあんばいになっていくのでしょうかねという

ことで、交付税措置だから、基準財政需要額にどういう形で、今までどおり織り込まれるものなのかどうか、その辺のあんばいはどうなっているか、まずご教示をいただきたいと思います。

財政課長 まず、消防債にかかわる今回の広域消防に係る負担金の部分につきましては、入間市はこの起債額でございますが、それぞれの市で同等以上の金額も発行されているということで聞いてございます。したがって、これはその起債の発行に関してはそれぞれの市が均等に負担をしていくということ、今後においてもそれがなってくるというふうに考えてございます。その交付税措置でございますけれども、その発行の内容、最終的に総額としては今回計上された金額ですが、その中に交付税措置されるものがどういうふうになってくるのかといった部分については、実際の契約の中ですとか、そういったものの中で決まっていくということでございますので、現状のところ、交付税措置をされるものについてはあるということで認識しておりますが、まだ額についてはちょっと予測のほうはしていないというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

山本委員 多分今後組合が発行する分の割分についてはそういうことなのだろうということなのだと思いますけれども、ではそもそものところでお伺いするのですけれども、消防の広域組合もこれ一部事務組合で、これ特別地方公共団体ですよ。そもそものところでお伺いをするのは、特別地方公共団体というのは交付税配分受けるのでしたっけ、受けないのでしたっけ。

財政課長 申しわけございません。今その点についてはちょっと調査はしてございません。申しわけございません。

山本委員 というのは、事務を切り取って移譲してしまうわけですから、うちの市から消防の常備消防の業務がなくなるわけですよ。これ当然ダブってやるわけではないので。特別地方公共団体である一部事務組合が交付税の配分を受けるということになれば、常備消防に係る部分の交付税の、業務がないわけだから、うちの市は受けられなくなるのではないかという心配をしたわけです。そしたら、過去に発行して、ここの入間市のほうに置いていくことになる消防債の基準財政需要額の部分を見てもらえなくなるとすると、持ち出しふえますよねと、償還分の。その部分の心配をしたので、どうなっているのかなということでお伺いをした次第でして、わかり次第ちょっとご教示いただければと思うのですけれども。

財政課長 早急に調べて、ご回答申し上げたいと思います。

吉澤委員 まず、1点目なのですけれども、牛沢町の多目的広場用地取得事業債で、具体的にどの場所なのかと、あと取得の経緯について、まずお聞かせください。

財政課長 まず、ここの点について、事業の具体的な内容というのは、実質担当課というと、みどりの課になりますので、ご承知おきいただければと思います。知っている範囲内でお答えをし

たいと思います。場所的にいいますと、森坂から西武線に向かって下り坂がございます。その線路の手前を東側に入ると、カタクリ自生地がございます。その手前に簡易運動場が現在ございます。そちらの場所を用地を取得したいというところでございます。これについてもこれまで借地で行っていたものを基本的には市の所有地としたいと、簡易運動場から公園用地としていきたいということで担当課から聞いてございます。取得の経緯については、ちょっと具体的などころまでは承知はしておりませんが、これについては自治会の要請ですとか、そういったものも地元自治会からあるというところで今回の予算に至ったというところでございます。

以上でございます。

吉澤委員 続けてなのですけれども、国の第3次補正予算で緊急防災・減債事業債活用できるということで、もしかしたら補正予算の中にそれを活用したのかどうかわからないのですが、入間市ではこの事業債どのように活用しているのか、事業名を教えてくださいというのですが。

財政課長 今回の市の3月補正におきまして、前倒しの耐震化事業を計上させていただきました。小学校3校、中学校1校、こちらがそれに該当するというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

山本委員 臨時財政対策債の関係なのでございますけれども、これ予算参考資料の8ページと、あと予算説明書の当該の項目を照らし合わせてみますと、これ基準財政需要額から臨時財政対策債の分に振りかえられている額が全額計上されているということで、これももう枠いっぱい借りているということで理解させていただいていいのか、その部分確認させてください。

財政課長 基本的には現在の財政状況ですと、臨時財政対策債をすべて発行せざるを得ない状況ということでご理解いただければと思います。

山本委員 それだけ当市の財政事情厳しいということで認識をさせていただきます。それで、臨時財政対策債の配分方法、振りかえ額の国のほうでの基準財政需要額から臨時債のほうに振りかえる計算方法変わったのですよね。現状変えていきつつあるということで理解をしますが、その部分概要ご説明いただけますか。

財政課長 この臨時財政対策債というのは、平成21年度までは人口方式という形で、すべての市町村に対して、人口を基準にその額を決めてございました。その結果、完全不交付の例えば東京都というところでありましても、臨時財政対策債の割り振りはございました。しかしながら、東京都は臨時財政対策債を発行せずに、自分の財源の中でできるという状況がございます。国は、そういったところも認識をしながら、これを何とか本当に財源が不足するところに割り当てなければいけないというところを考えまして、人口方式から財源不足方式という2つ

の方式を当面併用していこうというところで、平成22年度からそういった制度を始めました。そして、その後に、今後3年間で人口方式をやめて、財源不足方式だけで今後割り振りを考えていまいしょうという制度改正を進めているというところで、平成24年度が人口方式が残る最終年度というところで、平成25年度からはすべて財源方式、財源不足方式に切りかわると。これは、ただあくまでも計算の仕方でございますので、臨時財政対策債は今後も残っていかとは思いますけれども、計算方式が変わったというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

山本委員 うちの財政力指数というのは今幾つですか。最新の値でわかれば、ご指導いただきたいのですけれども。

財政課長 確実な計算値でいきますと、平成22年度決算でございますが、0.987でございます。

山本委員 これ先の話ですけれども、次の年度からは全部財源不足方式に移るということは、この認識でいかどうか確認をさせていただきたいのですが、何かの税源、国との関係で例えば税源移譲がどかんともらえるようになるとか、経済状況が動くとか、何かの状況があって、財政力指数が1を超える、すなわち基準財政収入額のほうが見かけ多くなってしまような状況になったときに、臨時財政対策債の発行の割り振りが全部財源不足だとすると、普通交付税が全部消えた上に、臨時財政対策債の発行枠も全部失ってしまうということになってしまうのではないのでしょうかということなのですからけれども、この認識でよろしいですか。

財政課長 臨時財政対策債を財政力指数の中に組み込むのか組み込まないのかというところからまず基本的に認識をしなければいけないのですが、0.987の中では臨時財政対策債が入ってもということでご理解いただければと思います。したがって、入って1を超えるというところで、入間市も過去4年間不交付団体でありましたが、その間も臨時財政対策債は入っておりました。したがって、今後もそれが減って、臨時財政対策債まですべてなくなるということは、これまでの計算方式からいうと、それはないだろうというところで、臨時財政対策債を含まないで、基準財政需要額と収入額が差がどうあるのかといったところの計算から始まりますので、臨時債自体がなくなるということは私どもは考えてございません。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款21諸収入のうち所管のもの、款22市債についての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費、目17男女共同参画推進費についてですが、男女共同参画推進費につきまして

は、平成24年度は自治文化課が所管となりますが、議案上程時点では企画課所管でありますので、ここで審査することといたします。

それでは、質疑をお願いいたします。

野口委員 予算説明書45ページの広報紙発行費、金額というよりも、この事業に関連してということで、総合振興計画の後期計画に、ちょっと見たら配布方法の検討を含めた配布率の向上を目指すとのことですよね。それで、質疑としては、平成23年度末の配布率と、では向上を目指すというのは目標とか、やり方とか、ちょっとお聞かせ願えますか。

広報広聴課長 広報のほうのまず配布率になるわけですがけれども、確実な配布率、自治会経由で行っているものですから、確実な配布率というのは72.9パーセントです。ただ、あとこれ以外に公共施設とか各支所、あとは金融機関、駅等を含めた、推計的にはなりますけれども、これにつきましては81.9パーセントと見込んでおるところです。あと、今のお話で新規的なものとしますと、新規といいますか、また配布率向上といたしますと、これは1つに、きょうからということになるのですけれども、3月1日号から大手のスーパー2カ所、それとコンビニのほうの4カ所、こちらのほうに試験的にまず置かせていただく。実は昨年9月から1つの大手スーパーのほうにも置かせていただくというような方法はとったところですが、こういったところで、なかなか利用できない方、またはコンビニ等24時間やっているということもございますので、そうしたことで広報紙のほう発行につきましてはふやしていくというふうな考えで進めておるところでございます。

以上でございます。

野口委員 わかりました。そうすると、私がちょっとひよっとしたらと思った配布方法の抜本的な見直し、つまり自治会を通さずに、もうすべてポスティングもしくは新聞折り込みみたいなことは今のところ全く検討する考えはないということでしょうか。

広報広聴課長 これは、私どものほうで行っている市民意識調査というものがあるわけですが、これにつきましては広報紙発行2回または1回ということでも聞いております。それで、今回、今時点、単純集計時点ではございますけれども、今広報紙の欄につきましてはまだ2回のほうが1回発行よりも多いという……

〔何事か言う人あり〕

広報広聴課長 失礼しました。配布方法につきましては、ポスティング等につきましても見積もり等は、実際これを行ったときにはどうなのかということで見積もりは参考的にはとった経緯がございます。そうしますと、1部当たりの最低の見積もりのところが46円というふうなものが出ておりました。それで、今現在広報紙の発行といいますのが1日号が12回、それと15日号が10回、これで今世帯数が6万1,000世帯を超えていますので、それを単純に計算しますと、費用的なものというものがかなりの大きなものになるというふうなことでは推測はでき

るところです。そうしたことも含めまして、今時点は特に広報紙の配布方法につきましては自治会方式のほうをしたいというふうを考えているところです。

以上です。

野口委員 では、次、テレビ広報制作費、今度は具体的な金額と中身の問題なのですが、これずっと変わっていませんよね。テレビ広報というのは広報だろうし、コミュニティというのはそうなのだろうけれども、余り何年か見ても変わっていない。広報紙発行費については、260万円かな、減額、これは合い見積もりとったりしながら、業者との関係で下げているのかわかりませんが、努力されていると。何かこれ指定席みたいな感じするのですけれども、何かもうなれて、作り方もなれているし、ちょっと言い過ぎかもしれないのですけれども、ケーブルテレビも安定して、今回のいろいろなことで安定していると思うのです、事業拡張で。それは余計なことなのですが、何か金額的なものの交渉とかやっていたらいいのではないのですか。

広報広聴課長 これも市内1つしかないというようなケーブルテレビでございますので、私どものほうは一つの指標といたしまして、近隣市のほうがケーブルテレビを作成するにはどのくらいかかるのだろうかというようなことでは調べております。ただ、番組の構成上、私どものほうは15分ということで行っていますけれども、10分のところ、あとは5分のところとかいうことがございますので、一概には比べるというのはなかなか難しいわけですが、これを単純比較として私どものほうで見えておりますのは、1分当たりとして、もし番組をつくった場合ということで仮定させていただきますと、費用的には決して金額的には高くないのかなというふうな状況ではおるところです。

以上です。

野口委員 別に無駄とかいうのではなくて、相手あるところと交渉というのは一番難しいのですが、広報紙、紙とか、業者がいっぱいいるところはそういうことがされて、1社しかないところは指定席みたいなのは、それは違っているかもしれませんが、そういう交渉努力というか、されているのかと聞いているので、端的に、されていないか、やっぱりそれが当然だから、やりませんというか、そういうことをお答えできますか。

広報広聴課長 私どものほうは、常に番組を制作するに当たりましては、中身の充実というものをまず第一に考えております。それと、もう一点といいますのは、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、他市との比較しても決して金額的には高くはないのかなというふうには思っているところでございます。なお、こちらのほうも広報につきましても一つの情報提供のツールとして、よりよいものをつくっていくという所存でございますので、ご理解のほういただきたいと思っております。

以上です。

吉澤委員 何点かあるのですけれども、まず45ページの平和都市宣言推進啓発費で、先ほど事業内容はご説明いただきましたが、前年に比べて新年度予算が大分大きくなっていますけれども、具体的にどの事業を拡大されるのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

広報広聴課長 平和事業に関しましては、今回新たな計上させていただいておりますのが語り部の方のこちらのほうのビデオ化と申しますか、残そうと申しますか、当然語り部の方というのは年齢が高くなっておりますから、それに伴った戦争の悲惨さとか、そういうものというものをやはり学校側等からも好評を得ておりますので、その方を中心に動員いたしまして、改めて市民の方にPRするようにビデオ等も、ビデオというか、DVD化とか、その辺のところを含めて作成しようとしている、考えている部分がございますので、その分が予算的には伸びているというような状況でございます。

吉澤委員 わかりました。大変いい取り組みだと思いますので、ぜひ生かしていただければと思います。

ちょっと続けて、済みません。ちょっと勉強不足と今まで余り気にしなかったもので、教えていただきたいのですけれども、47ページの公共施設整備基金で平成23年、平成24年と2,000円積み立て、利子が1,000円ということなのですけれども、そもそもこの基金の目的とか設立の経緯というのはどういうものなのでしょうか。

財政課長 この基金につきましては、過去において宅地開発指導要綱がございました。これの寄附金を積み立てる基金でございまして、現状その宅地開発指導要綱に係る寄附金というのは廃止されておりますので、積み立て額というのと、運用利子しかない現状でございます。

以上でございます。

吉澤委員 では、この基金自体はずっと保っていくというものなのですか。廃止とかはしないわけですか。

財政課長 現在名称的に、公共施設整備基金という名称的には非常に市としても見直して、何とか積み立て、寄附金以外でも積み立てられるような条例に変えていきたいという方向性は持っております。ただ、現在財政調整基金の積み立てというのを25億円を最大限目標にしてございますので、それがなかなか達成できない中で、ほかの積み立てというのがなかなかできないので、それをにらみながら、条例改正も今後考えていきたいという段階でございます。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

47ページの企画費に関連してなのですが、行政改革長期プランの中で、前期実行計画の中で市税滞納者サービスの制限というものがございました。既に補助金などで滞納者への制限を行っているという説明が以前あったと思うのですが、具体的にどういう事業、どういう補助金に対して行っているのか、各課になってしまうと思うのですけれども、どういうものなの



か、教えていただけたらと思うのですが。

企画部副参事（総合政策担当） 現在滞納者サービス制限を実施している事業については、合わせて、今回市営住宅の入居については条例改正のほうで提案をさせていただいてございますが、それを含めて12件ほどございます。主なものとしては、太陽光発電システムの設置補助金、あるいは浸透ますの設置費の補助金、生け垣の設置補助金、こういったものがございます。

以上でございます。

吉澤委員 多分この計画の中で市営住宅のほうにも制限が入ってきたのかなというふうには思うのですが、今後ほかのサービスにまで広げていくとなると、やはり大変問題になってくると思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

企画部副参事（総合政策担当） 一応滞納者サービス制限の導入する判断基準といいますか、私どもである程度考えているものについては、市民の生命や財産を脅かすようなもの、あるいは生活に最低限必要なもの、こういったものは当然対象にすべきではないというふうに考えてございます。今後新たな補助金の要綱、こういったものがある場合には、その辺をよく精査させていただいて、必要により判断をさせていただく、こんな考え方でございます。

以上です。

吉澤委員 ほかの市では、既に福祉のサービスにまで滞納者サービスの制限を行っているようなところもあって、大変それは住民にとっては大きな問題というか、本当にサービス受けられないというのは大変な問題になってくると思いますので、余りこういうこと、市営住宅もそうなのですが、市民の暮らしを守るというところを最優先に検討していただきたいと思います。

あと続けて、後期プランの中で学校施設の適正化というものが入っているのですけれども、これは具体的に統廃合も含めた適正化の配置ということなののでしょうか。具体的な中身はこれからだと思うのですが、ちょっとその中身について教えていただきたいと思います。

企画部副参事（総合政策担当） 学校施設の適正化については、今後少子化の中で、現在ある学校施設というのが非常に入間市が高度成長期に急激に人口増加のときに建築物、ほかの公共建築物も含めて、学校施設なども非常に多くございます。今後10年、20年、30年と長期を見据えた中で、学校の数がどうしても多くあり過ぎるということもありますので、その辺を踏まえて十分検討させていただいて、方向性を見つけていくと、そういった部分の検討の対象ということにさせていただいております。

以上です。

吉澤委員 ちょっと済みません。続けて、申しわけないです。基地対策費に関連してなのですが、これも、次期輸送機の導入について視察に行かれた方もいらっしゃるかと思いますが、これは自衛隊側から市に対して何か説明というのか、受けたのでしょうか。

企画課長 特に現在のところ次期の輸送機についての説明は受けてはございません。今後につきまし

ては、また導入に向けての詳しい説明というものは要望していこうと思っております。

吉澤委員 かなり大きい飛行機にかわって、多分騒音もその分ひどくなるのではないかなということも予想されますので、ぜひ住民への情報提供も兼ねて、いろいろ市側からも要望はしていただき、説明も受けて、要望もしていただきたいと思います。

野口委員 では、最初にやろうとした質疑の前に、今学校配置の適正化ということが出ましたので、ちょっと要望的なものを言いますと、企画サイドで長丁場というか、20年、30年というスパンで検討するのはいいのですけれども、もっと市民に情報公開しないと、考えましたというとき出しても、あたふたするだけで、もう状況変わっていますよね。それは学校教育課のほうで、私向こうで言えばいいのですけれども、完全にもう状況変わって、2クラスというところもありますよね。どんどん情報提供しないと、こんなの1年で話つくわけではないので、そういうコントロールする側はそういった情報提供ということについても、自分たちで考えるだけではなくて、提供するところもやっていただきたい。これは、では質疑にして、やっていただけますか、情報提供。学校教育課と組んで。

企画部副参事（総合政策担当） 必要な情報については、できる限り提供していくということで検討させていただきたいと思います。

以上です。

野口委員 質疑で、総括的なもので補助金行政で、平成23年度決算での意見に対する予算措置状況というの、参考資料見て、企画部ということで、これは企画課と思うのですけれども、3番で各種団体の補助金については、要するに適正に運用されるよう云々ということで、その前に、補助の対象や目的、算定根拠、事業採択に至る過程等云々を含めて適正に運用されるよう、予算措置もあると書いてあるのですよね。補助金については、行革についても適正な使用ということが目標になっていますけれども、それはそれでいいのですけれども、ここまで書くのなら、一般質問で山本議員も言われたいわゆる運営補助金から事業補助金にしないと、やはり運営補助だと、幾らやっています、適正、適正、それは違法には使われてはいないのですけれども、やっぱりその団体の補助金見れば、決算書見ればわかるのですけれども、より適切にするためにはやっぱりそういった考えも必要だと思うのですけれども、行革上それが全然出てこないということは、入間市はそれはもうやめたということでもいいのですか。そういった移行についての考え方というのは。

企画部副参事（総合政策担当） 行政改革長期プランの後期実行計画の中のメニューの一つに、団体補助金についても取り組むというように、それは平成24年度からということになってございますので、ここで決算のほうでご指摘いただいたのは、平成22年度の決算についてのご指摘ということですので、今後、後期実行計画の中で団体補助についても、より適正な方向にということで対応させていただくということで考えを持っております。

以上です。

野口委員 その適正という意味が程度問題だということ、私の言っているのは決算書を見て、つまり色ついていないので、10分の1補助した場合、その全体の決算が不適切だと、やはりこれはちょっと不適切だという指導、助言をするということはわかります。その意味では適正。しかし、より明確にするには、事業補助ということはいいのではないかという考えがあるわけで、それは当然ご存じだと思うのですけれども、ですから入間市の補助金改革について、そういった運営補助から事業補助へという流れ、検討はやらないということでもいいのですかと、それを端的にお聞きしているわけで、やるのですか、やらないのですか。

企画部副参事（総合政策担当） 補助金につきましては、それぞれ多くの数がございますので、一律に同じような対応というのはなかなか難しい部分もございます。ですから、個々の補助金の内容を精査しつつ、適切な対応を図っていくと、こういった考え方でございます。

以上です。

山本委員 行政改革の長期の関係なのですけれども、いろいろもろもろ出ているのですが、まず職員給与費の関係、要するに組織的な配置の関係なのですけれども、これ今現有がたしか1,045人ぐらいでしたっけ、正規の方で。大分削減の努力をこれ前期の5年間で相当積み上げてこられた成果だと思うのですけれども、これちょっと確認ですけれども、今後、後期の5年間で総職員数、どういう形で動いていかれるのか、あらましをお示してください。

企画部副参事（総合政策担当） 行政改革長期プラン後期実行計画の中では、平成28年度、これ最終年度の目標として、職員の削減については平成28年4月までに1,030人以下の体制とすると、こういうふうの一つの目標指標を立ててございます。

以上です。

山本委員 これは、端的にお伺いします。あと何人ですか。現状との比較で。

企画課長 現状が1,036名、平成28年度には1,020名という形で計画をしております。

山本委員 退職自然減がそれだけ発生するのだろうかということで、推計的にそうなるということですよ、今のご答弁は。ということで理解をさせていただくのですが、当然片一方で年齢構成の関係考えると、採用もしていられる、それも織り込んだ上での1,020人ということになるかと思うのですけれども、先ほど吉澤委員からもお話ありましたけれども、今後事務権限の移譲、業務量の変化もあろうかと思うのですが、目標値が1,030人で、このまま普通にやっていっても1,020人まで減りますよという状況ですね。業務量は、恐らく今後、国、地方協議等々の中でふえる方向へ向かっていくのだと思うのですけれども、その関係、1,020人という部分の人数と今後見込まれる権限移譲分も含めた業務量との関係で、1,020人で当然やらなければいかぬのですけれども、やっていけるものなのかどうか、ご認識をお伺いします。

企画部長 ただいまの山本委員のご質疑でございます。基本的な考え方を申し上げますと、先ほど来ある部分でお答えを申し上げておりますが、昨年組織の見直しのごときにご提案申し上げました現状から見て、権限移譲等見込んで、5年間のスパンでスケジュールをつくったわけです。これに大きな変化がなければ、恐らくこのままでいけるだろうと、こういう見込みです。この中で、第1点としては消防が広域で抜ける部分があります。そういったところで定数の変化があります。それと、先ほど企画課長もお答え申し上げましたように、今後、現在、現時点で見込んでいない権限移譲が来たときに、それはその事務量を推計して、見込まれる数字は上下をさせる必要があるかと思えます。こんなことで、5年間は見込んでおりますが、やや状況に応じて変化をする余地はあるのかなと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

山本委員 今ご答弁一部出たのですけれども、今の現有の1,036人には消防の156人は入っていますよね。平成28年の目標値の1,030人、消防入っていますよね、織り込みの中で。これももう出ていく、移ることが決まったわけで、この150人の分は減るわけですよ。これ目標値算定し直さないと、これ目標値として意味なさないと思うのですけれども、その辺のご認識はいかがですか。

企画部長 先ほど副参事がお答え申し上げました部分、後期の設定を……先ほどの目標1,030人でございます。これを設定させていただいたときには、消防の広域は議論はしておりますが、まだ確定をしておりません。定数についても同様に、議論はしておりましたが、確定はしていない状況で、5年間のスパンを調整させていただいたわけです。そうしたことから、今回、昨年の12月の定例会で消防のほうの広域がご決定いただいて、来年の4月から消防が抜けるわけです。そうしたときには、その部分も応じて目標あるいは定数そのものも調整する必要が生じるのかなと、こんなことは考えております。

以上でございます。

山本委員 計画4月1日からでしょう、この計画動くの。ということは、今まだ2月なわけですから、少なくともこれ目標値の1,030人というのは、計画スタートする段階で、もう議決して、移ること決まって、これをひっくり返そうという話はもうほとんど現実味ない話ですから、現実にはもうこれ粛々と動いていくわけでしょう。ということであると、4月1日に計画がスタートするまでに少なくともこれ目標値から156は引くべきなのではないでしょうか。引いたら874ですよ。それでいくと、やっぱり後期5年間の取り組み目標というのは例えば850だとか、800だとか、意欲的な目標にするかどうかはともかくとして、やっぱりこれももう決まったことは決まったことで、速やかに織り込んでいかれたほうがいいと思うのですけれども、その辺お考えいかがでしょうか。

企画部長 消防が来年の、平成25年の4月に抜けるわけです。それに応じた定数条例の改正を平成24年

度の恐らく9月ぐらいにはご提案申し上げようかなと今事務方は考えております。その時点で合わせて、山本委員の今のご質疑の部分も調整をあわせて行えようかなと、こんな考え方でおります。

以上です。

山本委員 9月ですか、そういうきちんとした議案がいただける時点ではセットでご説明いただけると、計画の修正と申しますか、そういう部分での新たな数字も出るということで理解をさせていただきます。できれば意欲的な目標を出していただきたいということで申し添えておきたいと思います。

ほかにも幾つかあるのですけれども、お昼なので。

委員長 ここで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで執行部より答弁の訂正と消防債についての追加説明を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

初めに、竹井企画課長より答弁の訂正をお願いいたします。

企画課長 先ほど山本委員さんの職員数のところで、現状の職員数につきまして私のほうで1,036名というふうにお答えしましたけれども、平成23年度につきましては1,041ということで訂正をさせていただきたいと思います。おわび申し上げます。失礼しました。

委員長 質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 次に、財政課長より消防債について追加説明をお願いいたします。

財政課長 先ほど消防債にかかわる部分につきまして、広域消防になることによって交付税措置がどのようなものかというご質疑に対して、調べた結果をご説明申し上げます。

これまでの消防広域前の平成24年度までの債務、いわゆる起債につきましては各市がそれぞれ負担するということが合意がされているということで、現状がそのような状況でございます。そして、広域消防、いわゆる平成25年度以降の起債、これにつきましてはそれぞれの市の負担金で負担をしまして、交付税は各市の交付税計算の中で組み込まれるという仕組みになるというところでございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございますか。

山本委員 今のご説明でいくと、要するに埼玉西部消防組合が直接交付税を受けるということではなく

て、消防費に係る分も人口割、単位費用と測定面積ですか、その部分で入間市が消防費の分の基準財政需要分の交付税配分という形になって、それを負担金として拠出するという形になるということで理解していいわけですね。

財政課長 そのとおりでございます。

委員長 それでは、休憩前に引き続き質疑をお願いいたします。

山本委員 あと1点だけ。先ほど野口委員からもお話がありましたけれども、補助金の改革の関係なのですけれども、最近お配りをいただいている庁議の記録等拝見しておりまして、一部の補助金改革の取り組みとして、サンセット方式の導入については進展があったようにお見受けをしておりますが、その部分について、今後の取り組みも含めてご説明いただけますか。

企画部副参事（総合政策担当） サンセット方式につきましては、補助金について一定の成果を得るために、3年なり5年なりの短期の終期を設定をして、そこまでに扱った補助金について一定の評価をすると、こういう考え方で終期設定というのをサンセット方式という形で言わせてもらっています。今回ここで幾つかの要綱改正に当たって、サンセット方式を導入させていただきました。これについては、短期間である程度の目的を達成するというを前提として、一たん終期を設定し、その終期前にその補助金の評価をした上で、必要なものについては再度継続をすると、こういった考え方でございまして、あくまでも補助金の廃止を前提としているものではないと、こんな考え方で導入をしているものでございます。

以上でございます。

山本委員 おおむね了解させていただきたいと思えますし、私どものほうからも再三その部分についてはお願いしてきたことで、前向きに進んでいただいたということで敬意を申し上げたいと思うのですけれども、これおっしゃられたとおり補助金を3年でやめてしまうことが前提ではなくて、評価のポイントをきちんと終期で設定をして、周期的に設定をして、続けるかどうかをきちんと判断するというサイクルをおつくりになったという意味ですから、これ、できれば広く導入をお願いしたいと思えますが、今後サンセット方式の適用の拡大について、ご所見をお伺いしたいと思います。

企画部副参事（総合政策担当） サンセット方式については、すべての補助金について導入できるというものではございませんので、それぞれの補助金の特性、こういったものを見定めた上で、必要なものについては政策的に導入したらどうかということを担当課のほうと調整しつつ検討していきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

野口委員 今の質疑を聞くと、この議事録を見た方に誤解を招くと思うのですけれども、サンセット方式、新しい補助金に限られるということもお聞きしてございまして、要はこれからの補助金については私も運営補助があるとは思わないし、多分事業補助だと思うのです。ですから、私

たち、私というか、盛んに言っているのは既存の補助金なのです。ですから、何かこれからやるのが改革しているからという言い方は少し誤解を招くので、既存の補助金については全く手をつけないのか。手をつけるというのは、別に消せと言っているのではなくて、改革、見方を変えないのか、その点について、これはもう部長に、そのこのところをやる気ないというか、手をつけないならなおっしゃっていただければいいのです。それがまたここは事実を確認する場ですから。その点を端的にお答えできますか。

企画部副参事（総合政策担当） もちろん新規のものについては終期設定というのは必要なものだとは思っていますが、既存のものについても私どものほうで多くの補助金をここで見直して、必要なものは導入をしていくという考え方でおります。ここで、ですから盛り込んだものもございまして、選ぶというか、導入できるものが一部には限られますが、基本的にはそういった考え方でやっているということでございます。

向口委員 本庁舎の耐震化推進事業なのですが、これは総括質疑のとき……これ違う。

〔(総務、総務) という人あり〕

向口委員 失礼しました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費、目17男女共同参画推進費についての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項5統計調査費についての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項5統計調査費についての質疑を終結いたします。

次に、款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1基金費、項2諸費、款13予備費、項1予備費についての質疑を願います。ありませんか。

山本委員 款11公債費、項1目2利子の中で節23償還金利子及び割引料、この中に繰替使用等償還利子で5万3,000円上がっていますけれども、これは繰りかえ使用等を予定されているということで理解をさせていただきますが、この繰りかえ使用の内容について、これ何に対する利子なのか、ご説明いただけますか。

財政課長 お答え申し上げます。

繰りかえ使用につきましては、前提として、この算出根拠としまして8億円、こちらを120日繰りかえ使用するというこれまでの実績に基づきながら計上させていただいてございます。これについては、いわゆるキャッシュフローの会計課上でキャッシュフローが困ったときに基金の財源を活用して繰りかえ使用するというものでございますので、これまでも繰りかえ

使用が行われている状況がございますので、計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

山本委員 あと、水道事業会計の返還金なのですけれども、これ12億円で設定して、これ6億円とおっしゃっていたから、あと1年残るのですか。償還の状況と見通しについて確認させてください。

財政課長 平成24年度におきましては、3億423万2,000円を計上させていただいております。これを償還終わりますと、残るは平成25年度に3億円を償還するというところでございます。これは、もう基本契約に基づいて返済しなければいけないものでございますので、平成25年度においても計上させていただきたいと思っておりますが、これは財政状況、いろいろな中で、またいろいろ変化もあるかもしれませんが、現状は返すつもりでございます。

以上でございます。

山本委員 その点、状況理解はさせていただきました。

あと、最後に1点。予備費が5,164万4,000円ですよ。去年より100万円ほど減っている。これ当然歳入歳出の最後の差の部分が入っているということなのですけれども、これ非常災害等、非常に緊急に支出を要するような状況があった場合に、基金と同様に、ここからも崩すことになるのだと思うのですけれども、基金の適正規模についてはもう既に何度もご説明いただいているので、適正規模というのは理解をさせていただいているのですが、予備費の部分についてのどのぐらい置いておきたいかなという部分、適正規模というのでしょうか、その部分、ご見解をお聞かせいただければと思います。

財政課長 入間市としては、通年大体5,000万円前後で計上させていただいている状況でございます。平成23年度の執行状況というところになりますと、約2,200万円ほどでございます。これは、平成23年度においては震災関係ということでの執行ですとか、あと台風15号の関係、その関係で執行させていただいた上で2,200万円という状況でございます。

近隣市でいきますと、狭山市は1億円程度、所沢市が5,000万円程度、飯能、日高ですと4,000万円程度だったと記憶してございますけれども、やはり私どもとしましては万が一の予備費としてとっておりますけれども、これを大きくするといわゆる無尽蔵に使える経費をふやすと言われることにもつながりますので、やはりそこは私どもとしては議会さんとの信頼関係の中で適正額というのはどの金額が正しいのかといった判断をしますと、現状のところになるのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

山本委員 おっしゃるとおりで、余り予備費たくさん積まれて流用されても、決算審査のときに予備費出てこないの、そういう部分での議会の部分、要するに議決の伴う範囲の部分でのご配



慮もいただいた上での適正規模ということで計上されているということで理解をさせていただきました。ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1基金費、項2諸費、款13予備費、項1予備費についての質疑を終結いたします。

次に、第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金、第5条、歳出予算の流用についての質疑を願います。

山本委員 何点か順番にお伺いをしていきます。

まず、私のほうからは第4表の一時借入金の関係で、これ限度額として30億円ということで、これほぼ毎年この額で設定をされているかと思うのですが、一時借入金の実績というのでしょうか、決算ベースの話になってしまうとここでなじむかどうかあれですが、実際この30億円で設定されていて、どのぐらい一時借入金を入れて回しておられるのかということについてあらましお示してください。

財政課長 この点に関しては、総体的なご質疑とあわせて説明させていただければと思っております。過去の実績、記憶の中で申しわけございませんが、先ほどの水道償還金12億円をお借りした年度、平成21年度だったと思いますけれども、このときにお借りできるまでの間の一時借入金というのを12億円程度借りた記憶がございます。いわゆる30億円の設定というところになりますけれども、大体入間市の今年度の起債額が36億円ぐらい発行してございます。この発行というのは大体年度末に発行するものですから、いわゆる年度末、例えば12月時点とかそういった時点ではその発行額がキャッシュフローとして不足する可能性がございます。そのうちの30億円をこの一時借入金、残りの部分については財政調整基金の繰りかえ運用というところでキャッシュフローをカバーするというふうな考え方で30億円の設定が正しいのではないかとこのところを考えてございます。しかしながら、基本的には一時借入金は極力しないことが望ましいものでございますので、極力その他の基金なども活用しながら繰りかえ運用という形で現状のいでおりますので、一時借入金については平成21年度以降は実施をしていないという状況でございます。ここで30億円設定させていただいておりますけれども、極力発行しないような考え方でここには設定をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

山本委員 やっぱり年々のキャッシュフローの部分で相当ご苦労されている中で、最後の最後のセーフティーネットではないですけれども、財政維持していく上での最終手段としての枠であるということでご理解させていただきましたし、またなるべく使わないようにということで、

実際に使わないで運用されておられる状況があるということで理解をさせていただきます。

あと同じように第5条の関係なのですけれども、歳出予算の流用ということで、議会の議決範囲が款と項で、項をまたぐ場合は基本的に補正予算組んで議決が必要ということで理解をさせていただいておりますが、その例外として給料、職員、人件費関係ですよね、この部分について項をまたぐ流用を設定するということなのですが、これについても実際の予算運用の中で実績はどのようになっていますか。

財政課長 実際にこの5条に関しましてはこういう規定をさせていただいておりますけれども、これに基づいて執行したという過去の実績はないというところでご理解いただきたいと思えます。

金子委員 第3条、地方債の関係で宮寺清掃センターのショベルローダーのために起債といたしますか、目的が書いてあるのですが、これは前から使っていたものを買いかえのためにという意味でよろしいですか。

財政課長 これにつきましては、平成23年度までにつきましてはレンタルという形で使っておりました。しかし、使用年数は10年以上使っておりますので、老朽化もしているということ、そしてレンタル会社のほうからこういった重機に関してなるべく引き上げたいというところのこともありまして、これまでの実績を考えますと、新たにまたレンタル、リースでこのショベルローダーを用意するよりも、みずから購入して長期間使ったほうが長期的には非常にメリットが大きいと、これは財政的にメリットが多いというところを判断しまして、市の所有として購入をしたいというふうに考えてございます。そして、その際の財源として起債を組ませていただきましたけれども、この起債償還をしたとしてもトータル的にはこちらのほうがメリットが多いというところでございます。

以上でございます。

金子委員 そうしますと、今までリースであったのですが、買いかえると、そのほうが得とか損とかという話、得ということで理解しているのですが、いろいろな議員さんなんかからも話が出ているとおり、個人所有といたしますか、役所所有にしないでリースのほうがいいのではないかという話も結構ある。リースが逆に個人所有になったってメリットがあるのだという話なのですが、果たしてそれでいいのですか。

財政課長 最近民間企業などではリースまたはレンタル方式でやったほうがトータル的にはいいと言っているものもありますが、これはいろいろ例えば保険ですとか税ですとか、総務管理的なものも含めてそちらのほうがメリットが大きいというふうなことも考えられていると思っております。また、使用する期間というものも非常に重要であります。入間市の場合は、一度車などを購入した場合は最低でも10年以上は使っている状況もありますので、そういった長期になってくると、基本的には私どもとしては購入をしたほうがメリットは大きいというふ

うに考えてございます。

以上でございます。

金子委員 その辺は結論的にはわかりませんが、少し逆行しているのかなという感じもしないでもないですが、いいということですので、理解しました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ第2条、債務負担行為、第3条、地方債、第4条、一時借入金、第5条、歳出予算の流用についての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものの審査は終了いたしました。各部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時25分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものの審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

なお、説明は歳入歳出一括とし、主なものについて簡潔に願います。

概要説明

庶務課長 それでは、庶務課所管の平成24年度予算概要についてご説明いたします。

まず、歳入についてですが、予算説明書18、19ページ、上段でございます。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料、説明欄、行政財産目的外使用料1,765万1,000円のうち庶務課所管分は410万8,000円で、前年度と同様の内容であり、主に本庁舎食堂の光熱水費の使用料、自動販売機等の電気料などを受け入れるものでございます。

次に、歳出についてですが、予算説明書40、41ページ、中段でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、庶務課所管の主なものについてご説明いたします。説明欄、大事業、庁舎管理費のうち、中事業、維持管理費1億4,276万4,000円は、本庁舎の維持管理に要する経費で、光熱水費や電話料等の通信運搬費、警備、清掃、機械設備関連保守など27業務の維持管理委託料が主なものでございます。

同じく中事業、修繕費615万3,000円は、本庁舎の維持管理に必要な修繕を行うもので、新たに設置から21年が経過し、経年劣化による不作動等を防止するため、電子計算機室内のハロゲン化物消火設備修繕や駐車場棟の粉末消火設備修繕、A、B棟空調用エアフィルター取

りかえ修繕等を実施するとともに、突発的に発生する緊急修繕に対応してまいります。

次に、大事業、本庁舎耐震化推進事業398万円は、本庁舎A、B棟が防災拠点となる建物でありながら、新耐震基準に適合していないことから、新たに耐震診断、耐震改修を計画的に実施していく予定で、平成24年度は1次耐震診断を実施するものでございます。

次に、大事業、文書管理費のうち、中事業、郵便関係費4,354万2,000円は、文書等の発送に伴う郵便料金及び支所、公民館などの市内公共施設等への文書集配業務に係るパート職員の賃金でございます。

同じく中事業、文書関係費1,414万5,000円は、印刷室の印刷関連機器や複写機の借り上げ料及びそれに使用する再生紙購入等の消耗品費が主なものでございます。

次に、大事業、法規事務費432万8,000円は、法規資料の収集、例規の審査更新に要する経費で、加除式図書追録代や例規データ更新委託料、例規システム等の使用料が主なものでございます。

以上で庶務課所管の予算概要説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

管財課長 それでは、管財課の所管のものにつきまして概要を説明させていただきます。

まず、歳入について説明をさせていただきます。予算説明書18ページから19ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の行政財産目的外使用料1,765万1,000円のうち管財課所管分は1,354万3,000円で、産業文化センターや市民会館などの各施設の事務室、食堂、東電柱、電話柱、公共施設内の職員等駐車場などの使用料でございます。

次に、28ページから31ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入の土地貸付料1,298万1,000円のうち1,217万9,000円が管財課所管分です。個人貸し付け7件、法人貸し付け16件の貸付料でございます。

次に、目2利子及び配当金、節1利子及び配当金の土地信託配当金641万円は、土地信託事業契約に基づき、配当金を受け入れるものでございます。

次に、項2財産売払収入、目2不動産売払収入、節1土地建物売払収入1億2,800万円は、昨年度公売を実施しました久保稲荷5丁目埋蔵文化財遺物整理事務所跡地の1,527平方メートルの売却と、不用道水路敷地の売り払いを予算計上いたしました。

次に、32ページから35ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入の33ページ、説明の上段から4段目にあります線下補償料収入1,006万1,000円は、J R東日本株式会社と東京電力株式会社からの送電線の線下補償料を計上させていただきました。

続きまして、歳出について主なものを説明させていただきます。予算説明書44ページから47ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、市有財産管理費、中事

業、諸工事費300万円でございますが、これは昭和44年4月に公共事業のために移転された方へ河原町地内の土地を個人に貸し付けしていましたが、居住者が死亡し、用途が廃止され、借地権を放棄というような形を相続人から申し出がありましたので、そのときに相続人から家屋をそのまま寄附により取得しました。その家屋が老朽化をしているために解体をしたいと思っておりますので、その費用を計上させていただきました。

次に、大事業、自動車管理費、中事業、自動車維持管理費2,400万2,000円は、管財課集中管理車両136台の維持管理費用でございます。また、安全、円滑な送迎業務を安定的な業務運営をするためにマイクロバスの運転業務の委託費用を246万8,000円今年度計上させていただいております。

同じく中事業、自動車購入費等537万9,000円でございますが、庁用車の老朽化に伴い軽貨物自動車5台を購入するものでございます。

以上で管財課の所管の予算概要説明を終わります。よろしくお願いたします。

情報システム課長 続きまして、情報システム課所管について説明を申し上げます。

まず、歳入から、予算説明書30、31ページ、中段やや上になります。款17財産収入、項2財産売払収入、目1物品売払収入、節1物品売払収入、不用物品売払収入8万9,000円のうち4万8,000円は、使用期間終了後の不用パソコン等の売却による収入であります。

次に、歳出、42、43ページ、中段のやや下になります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、大事業、電子情報管理費2億4,273万9,000円は、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営、維持管理等にかかわる経費で、前年度対比3,961万1,000円、率にして14.03パーセントの減額で計上いたしました。

中事業、電子計算管理費、小事業、電子計算機器等運用管理事業1億3,363万4,000円は、システムの運用支援や保守業務の委託料と機械器具等の借り上げ料であり、前年度対比3,611万2,000円の減額となりました。

同じく小事業、電子計算業務技術支援委託事業4,296万5,000円は、電子計算機の効率的活用を図るため、システムエンジニア及びヘルプデスク並びにキーパンチャー業務を委託するもので、前年度対比65万7,000円の減額となりました。

同じく小事業、ネットワーク通信回線管理事業3,382万5,000円は、本庁と各出先機関とのネットワークに必要となる通信回線及びネットワーク機器の使用料であります。

また、小事業、電子申請共同システム運営事業42万5,000円は、埼玉県下の市町村で共同利用する埼玉県市町村電子申請サービスに係る運営費であります。

次に、中事業、電子計算機器等整備費、小事業、パソコン整備事業2,439万7,000円は、事務用パソコンの入れかえに係る購入費用で、前年度対比274万6,000円の減額となりました。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いたします。

市民税課長 それでは、市民税課所管の概要を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、予算説明書12ページ、13ページをお開きください。款1市税、平成24年度市税総額は203億5,665万5,000円を計上し、前年度対比5億5,043万5,000円、率にして2.6パーセントの減額となっております。また、一般会計の歳入総額に占める市税の割合は53.1パーセントでございます。

市民税課所管の主なものでございますが、項1市民税、目1個人、節1現年課税分につきましては80億6,552万7,000円を計上し、前年度対比0.8パーセント、6,464万2,000円の減額であります。

内訳といたしまして、まず均等割の2億1,031万8,000円でございますが、平成23年における労働者の雇用調査結果において、埼玉県での増加、また完全失業率に若干の低下が見られることから、雇用の増加が期待される場所ですが、東京都での雇用が連続して減少していることや歴史的な円高の影響、また政府が震災の影響により雇用情勢は依然として厳しいとしていることから、納税義務者数について300人の減少を見込んでいるところでございます。

次に、所得割の77億5,520万9,000円ですが、平成24年度より年少扶養控除や特定扶養控除の上乗せ分の廃止などにより、所得割の増加額を3億7,500万円と見込んでいるところでございますが、所得割の主体となっている給与所得を取り巻く環境は引き続き厳しく、景気が足踏み状態にあっては所得の伸びも見込みにくいことから、平成23年度当初予算に対して0.8パーセント、6,376万8,000円の減額となっているところでございます。

次に、目2法人、節1現年課税分につきましては11億8,787万6,000円を計上し、前年度対比8,489万8,000円、率にして7.7パーセントの増額でございます。

内訳といたしまして、まず均等割でございますが、法人数につきましてはここ数年は3,400社前後で推移しており、余り変動が見られないことから、平成23年度見込み数と同数を計上し、各号別の法人数に変動があったことから、0.4パーセント増の3億7,086万6,000円を計上いたしました。

次に、法人税割でございますが、前年度対比11.4パーセント、8,342万円増の8億1,701万円を見込みました。積算に当たりましては、震災の影響、急激な円高、欧州政府の債務危機による世界経済の減速など、景気を下押しするリスクがあったため、平成23年度申告額などに対して5パーセントから10パーセントの減少を見込んでいるところでございます。

次に、項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分につきましては1億8,166万8,000円を計上し、前年度対比341万7,000円、率にして1.9パーセントの増額でございます。軽自動車税の根幹であります4輪乗用自家用車は、近年燃料価格の高騰などにより軽自動車への買い替えが進み、登録台数は微増を示していることから、平成23年度当初予算額の1.9パーセントの増額で計上いたしました。

次に、項4市たばこ税、目1市たばこ税、節1現年課税分につきましては8億1,935万8,000円を計上し、前年度対比1億2,341万9,000円、率にして17.7パーセントの増額でございます。喫煙者率は年々減少傾向にあるため、たばこの売り渡し本数について旧3級品以外で4パーセントの減少があるものとして予算額を積算しております。

次に、予算説明書28ページから29ページをお開きください。中段でございます。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節2徴税费委託金につきましては2億1,660万円を計上し、前年度対比90万円、率にして0.4パーセントの減額でございます。

県民税徴収委託金につきましては、県民税の賦課徴収費用を補償するために県から交付されるものであり、納税義務者数に3,000円を乗じた額が交付されるものであります。平成24年度の納税義務者見込み数は、7万2,200人を見込んでおります。

次に、歳出でございます。予算説明書56ページから57ページをお開きください。下段になります。款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、大事業、職員給与費3億9,535万9,000円、大事業、税務管理費5,048万8,000円及び大事業、市たばこ税促進協議会補助金30万円につきましては、特に説明すべき新たな事業はございません。

次に、予算説明書58ページから59ページをお開きください。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、大事業、市税賦課費のうち、中事業、市民税関係費1,458万9,000円及び軽自動車税関係費143万4,000円、また大事業、過誤納還付金及び還付加算金等のうち、個人市民税及び県民税特別返還金50万円につきましても特に説明すべき新しい事業はございません。

以上、市民税課所管の予算の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

資産税課長 それでは、資産税課所管のものにつきまして、歳入を中心に概要をご説明申し上げます。

予算説明書の12ページから13ページ、中段の款1市税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分でございますが、83億9,901万9,000円を計上いたしました。前年度予算対比で6億6,438万9,000円、率にして7.3パーセントの減となっております。

それでは、土地、家屋、償却資産それぞれについて内容をご説明申し上げます。まず、土地につきましては、平成24年度は3年に1度の評価替えに当たりますが、平成22年度、平成23年度と地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないため、時点修正という形で簡易な方法で毎年度評価額を修正してまいりましたので、平成24年度予算におきましては主に1年間の地価の下落と土地利用状況の変化による評価額への影響を考慮し、前年度対比1億9,318万円、率にして4.7パーセント減となる39億3,064万4,000円を見込み、計上いたしました。

次に、家屋につきましては、やはり3年に1度の評価替えにより3年経過分の評価額の減少が反映されるとともに、物価変動に伴う再建築費の補正も今回は下落補正となるため、既

存家屋の評価は大幅に減額となりますので、新增築による増額を考慮しましても、前年度対比3億6,897万円、率にして9.9パーセントの減となる33億4,263万5,000円を見込み、計上いたしました。なお、新增築分としましては全体で673棟を見込みまして、そのうち大規模家屋といたしましては、豊岡地区のマンション、スーパーマーケット各1棟や藤沢地区の葬儀場等がございます。

次に、償却資産につきましては、国の経済指標等からも減価償却分を上回るような設備投資が期待できないという認識のもと、前年度対比1億223万9,000円、率にして8.3パーセント減の11億2,574万円を計上いたしました。

次に、目2国有資産等所在市町村交付金、節1交付金につきましては、前年度対比62万9,000円、率にして0.9パーセント減の6,921万6,000円を見込み、計上いたしました。減額の要因は、減価償却、地価の下落による評価額の減によるものでございます。

続きまして、予算説明書の12ページ、13ページの最下段から14ページ、15ページ上段にかけての款1市税、項7都市計画税、目1都市計画税、節1現年課税分でございますが、12億6,920万5,000円を見込み、計上いたしました。前年度対比で7,548万6,000円、率にして5.6パーセントの減となっております。

土地につきましては7億7,796万6,000円で、前年度対比2,229万1,000円、率にして2.8パーセントの減となっております。

家屋につきましては4億9,123万9,000円で、前年度対比5,319万5,000円、率にして9.8パーセントの減となっております。減額の理由は、土地、家屋とも固定資産税と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

収税課長 最後となりますけれども、収税課所管の予算の概要を説明させていただきます。

まず、市税歳入のうち、滞納繰り越し分の主なものについてご説明申し上げます。予算書12ページから13ページをごらんください。款1市税、項1市民税、目1個人、節2滞納繰越分1億7,987万2,000円につきましては、収納率を過去3年間の平均18.8パーセントを見込み、予算計上させていただきました。

次に、項2固定資産税、目1固定資産税、節2滞納繰越分1億5,329万7,000円につきましても、収納率を過去3年の平均14.5パーセントを見込み、計上させていただきました。

続きまして、14ページから15ページをごらんください。項7都市計画税、目1都市計画税、節2滞納繰越分2,332万5,000円につきましては、固定資産税と同様に14.5パーセントの収納率を見込み、予算計上させていただきました。

次に、歳出ですが、予算書58、59ページをごらんください。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、大事業、過誤納還付金及び還付加算金等、中事業、市税過誤納還付金及び還



付加算金でございますが、4,500万円を計上させていただきました。市税を納め過ぎた場合や、課税更正により還付が発生した場合に市税を還付するための予算計上でございます。

以上で収税課所管の予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

まず、歳入の款1市税、項1市民税についての質疑を願います。ありませんか。

吉澤委員 毎年お聞きしているのですけれども、年金天引きの特別徴収の対象者、人数を教えてくださいたいと思います。

市民税課長 約1万人と見込んでいるところでございます。

委員長 ほかに。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款1市税、項1市民税についての質疑を終結いたします。

次に、項2固定資産税についての質疑を願います。ありませんか。

金子委員 3年の見直しということなのですが、固定資産税結構減額するわけですが、いろいろな場所で免除、減免というのですか、税金の免除というのがありますよね。そういう免除する場所というのは今言えます。例えばグラウンドは免除するとか、固定資産税免除ということによろしいのですよね。それとか病院とか福祉施設とか、あるいはゴルフ場とか、そういうものの関係なんかはどんななっているかちょっと教えてくださいませんか。

資産税課長 免除の関係でございますけれども、法的には一般的に2種類ございまして、1つが税法に基づきましていわゆる非課税という取り扱いになっているものというのも広い意味では免除という部分であろうかと思えます。例えば社会福祉法人が一定の目的で利用されている土地ですとか家屋ですとか、そういうものについては法律のほうで免除といいますか、非課税という形になっておりますので、そういうものは多々ございます。それから、一方で税法の中で市町村の条例で減免することができるという部分がございます、こちらにつきましては例えば収入の状況での貧困の生活保護等のものという場合ですとか、公的な利用をされているような部分ですとか、その他市長が定めるようなものという形の規定がございます、その例としまして委員がお話のような公的な利用という面では地域のグラウンドですとかゲートボール場とか、そういうところの部分のところ市が借り上げているところで無償で借りているような部分につきましても減免という対象のものもございます。あとそのほか減免の規定の中では例えば火災に遭われた方の家屋につきまして、当該年度税が発生しておりますけれども、それを以後免除するですとか、そのような例が幾つかございますけれども、以上でございます。

金子委員 後者のほうの免除はある程度わかったのですが、社会福祉施設とか、病院なんかはどんな

っているのですか。

資産税課長 病院は、基本的には課税対象という形でございます。課税でございます。限定的に法的に免除されている部分のところもございますけれども、基本的には病院は市内の病院等につきましては償却資産等も含めて課税されているという形でございます。

金子委員 入間市にはないということですよね、減免されている。

資産税課長 基本的にはないというふうに承知しております。

金子委員 そうしますと、社会福祉施設というのは減免されているのですよね。非課税というのですか。

資産税課長 目的によって定まっております、社会福祉法に定められている各種の福祉サービスですとか、そういうものを行うような場所につきましては減免という形、減免といいますか、非課税ということで法律のほうで定める規定が細かく定められているというものでございます。

金子委員 そうしますと、そういう施設というものは入間市においてはどの程度あるのですか。そういうのわかりますか。

資産税課長 課税につきましては、とりたてて拾い出していないので、わかりませんけれども。

金子委員 できましたらそれをぜひ提示していただいて、後ほどで結構ですから。よろしいですか。

委員長 では、長谷川課長、後でまた委員のほうに提示してもらえればいいですね。

資産税課長 調べさせていただきたいと思いますので。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ項2 固定資産税についての質疑を終結いたします。

次に、項3 軽自動車税、項4 市たばこ税、項5 鉱産税についての質疑を願います。質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ項3 軽自動車税、項4 市たばこ税、項5 鉱産税についての質疑を終結いたします。

次に、項6 特別土地保有税、項7 都市計画税についての質疑を願います。

金子委員 特別土地保有税の関係なのですが、これは1,000円ということによろしいのですか。課税1,000円。

収税課長 現在土地保有税を滞納されている方が市内で3件ございます。かなり月日がたっております、滞納処分中でございますが、収入の見込みがほとんどございませんので、とりあえず1,000円の収入で見込ませていただいています。

金子委員 1,000円というのはどこから出てきた数だかわかりませんが、そうしますと見込みはないということで。

収税課長 申しわけありませんが、事実上見込みがないという取り扱いでございます。

金子委員 見込みがないのだったら、何でここへ1,000円なんか入れるのですか。1,000円取れる見込みあるのですか。

収税課長 今ほど説明いたしました。ほとんど見込みがないのですが、まかり間違って納税された場合に受け口となる予算科目がございませんので、とりあえず上げさせてもらっております。

山本委員 都市計画税なのですけれども、これ市街化区域にだけ当然税目として設定されて徴収していますよね。その使途、これ財政に聞いたほうがいいのかもしれないのですけれども、この都市計画税の使い道という部分についてどういうふうになっているのでしょうか。一般財源になじむものなのかどうかという部分もあろうかと思うので、本当は財政に聞いたほうがいいのかもしれないのですが、所管でお答えいただける範囲でご認識を。

資産税課長 都市計画税の財源の使い道ということのご質疑でございますけれども、大ざっぱに申し上げまして、まず区画整理事業に対しましての支出、現年課税分で今回予算といたしまして12億6,920万5,000円都市計画税予定しておりますけれども、そのうちの1億1,010万円が区画整理事業各事業への繰出金という形のところに財源充当をしております。細かく申し上げますと、藤沢につきましては今年度は充当はなしという形ですが、そのほかの事業に充当させていただいております。それから、都市計画事業の街路事業のほう、中神狭山台線ですとか安川新道線になりますけれども、こちらのほうに2,555万円を充当させていただいております。それから、大きいものといたしまして、下水道事業特別会計への一般会計からの繰出金のところでの充当ということで6億1,100万円充当しております。それから、みどりの課の加治丘陵対策事業の都市計画事業のほうに2,260万円の繰り出しでございます。それから最後に、財政課のほうで所管しております公債費の元利償還金の償還元金のほうにつきましては4億9,995万5,000円充当しております。以上で現年分でございます。あとちなみに、滞納繰り越し分のほうで都市計画税が収入された場合につきましては、財政課の元利償還金の償還元金のほうに入れるような財源充当をしております。

以上です。

山本委員 おおむねご説明いただいた部分で都市計画税として市街化区域内の土地や家屋にかかっている税金について、その部分のインフラ整備を中心に優先的に充当していただいているということで確認をさせていただいたので、できれば今後明細予決算の際につけていただきたいと思うのですけれども、その辺ちょっと委員長のほうでお取り計らいいただけますか。都市計画税の使途の充当の明細書みたいなものも今後参考資料等に加えていただければというふうに思うのですけれども、お取り計らいのほどお願いします。

委員長 長谷川課長のほうでわかりますか。

資産税課長 財政課のほうと調整いたしまして、どちらかで対応したいと思いますので。

委員長 では、山本委員、そのような形で対応してもらいます。

ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ項6 特別土地保有税、項7 都市計画税についての質疑を終結いたします。

次に、款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについての質疑を願います。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のものについての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款17財産収入のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち所管のもの、目5 財産管理費、目21諸費のうち所管のものについての質疑を願います。

吉澤委員 まず、入札の状況についてなのですけれども、この間議案に上がってくるものとか報告事項のものを見てもかなり最低制限価格とくじ引きでの落札が続いているような状況で、ちょっとこういう状況が続くとまさに入札そのもののあり方が本当に問われているのではないかと思います。現状全体で今どういう状況なのか、くじ引きがどのくらいあるのかとか、全体の状況をまずお聞かせください。

管財課長 平成23年度の入札状況についてご説明をさせていただきます。

現在2月末日現在で平成23年度で入札件数、物品を合わせまして217件となっております。そのうち建設工事、業務委託、修繕等が184件となっております。そのうち最低制限価格を設けました工事につきましては45件、そのうちくじ引きとなったものが16件という形となっております。率としまして35.56パーセントというような結果となっております。

以上でございます。

吉澤委員 くじ引きになった16件は、大体金額的にどのくらいの規模の工事でしょうか。

管財課長 やはり先ほど学校関係、特に耐震工事、改築工事が平成23年度で議案報告案件となっておりますものが主でございます。土木案件の3,000万円を一般競争とか、最低制限価格1,000万円以上なのでございますが、1,000万円から3,000万円までのクラスにつきましてはくじ引きはやはり該当するものは少なく、学校等の大きく5,000万円以上の工事等につきましてはくじ引きというようなものが多いというような割合となっております。

吉澤委員 こういう状況が続いている中でやっぱり入札制度の改善というのですか、最低制限価格に

しても事後公表とかいうことも考えられるかと思うのですが、その点についてはどのようにご検討されているでしょうか。

管財課長 今現在最低制限価格につきましては事前公表という形をとっておりますが、総合評価制度の今試行という形で平成23年度もう行っておりますが、総合評価制度につきましては最低制限価格を事後公表というような形もしております。入札制度につきましては、平成23年度の執行状況を考え、指名委員会等に諮りまして、平成24年度につきましてはよりよい入札制度を考えていきたいと思っております。

以上です。

吉澤委員 担当課としてのご意向わかりました。結局最低制限価格で皆さん落としたいという業者、最低制限価格で乗せてくると思うのですけれども、そうすると業者としてもどんどん積算が甘くなってきたりとか、そういう能力もつかなくなってきたりもすると思いますので、ある意味業者を育成するという立場からしても入札制度というのはやっぱりいろいろ改善が必要ではないかなというふうに思います。

ちょっと続けてよろしいでしょうか。前回もお聞きしたのですけれども、小規模修繕登録工事の関係でたしか前年は小規模業者が451件、3,574万円、その他が771件で2億4,125万円ということで、小規模業者の割合がちょっと少ない、金額的にも多分1件当たりの金額も少ないのだと思うのですけれども、担当課として各課にできる限り地元の小規模業者を使ってほしいということをお願いはしているという話だったのですが、各課にお願いをした結果、状況に変化はあったかどうかお聞かせください。

管財課長 小規模工事の登録業者と請負の件数の関係でございしますが、昨年と同期のものでちょっと比較をさせていただきます。平成23年度の12月までの第3・四半期までの件数でございします。登録業者につきましては94社でございします。発注につきましては、件数が465件、これで平成22年度の同時期と比べますとプラス3.1パーセント、14件件数的にはふえております。請負金額につきましては、平成22年度と平成23年度を比べますと1,137万309円、率でいいますと約31.8パーセント同時期でふえております。まだ第4・四半期のほうがございしますが、金額でいいますと小規模登録業者の方の請負の金額等が平成23年度につきましては増加しているというような傾向は出ております。また、管財課のほうでこの登録制度の登録業者及び件数の増加というような形につきましては、年に4回四半期ごとの事業課のほうにポータルアイを利用して、工事、業務、修繕を発注する場合にはなるべく小規模登録業者、特に最寄り、近いところの登録業者のほうを使うように管財課としては、年に4回ですが、お願いしているところでございします。

以上でございします。

吉澤委員 状況はわかりました。そうしますと、一応この間、この1年間でというのですか、管財課

のほうからの呼びかけに各課も努力してくれているというふうに評価してよろしいでしょうか。

管財課長 まだ第3・四半期までですが、この状況を見ますと管財課としてもそういう状況がうかがえると思います。

以上です。

野口委員 項目とは別に入札という制度についての質疑がありましたので、関連して。

最低制限価格の事後公表ということがありましたが、現状ちょっと教えてほしいのですけれども、やはり足切りをやめて、最低制限価格以下でも評価というか、言葉忘れたけれども、そういった制度を設けないと、やっぱり足切りすると高目にするというような気もするのですけれども、事後評価するなら最低の評価の委員会つくってまたやるとか、それはセットではないかなと思っているので、その私の見方についてはちょっと正しいかどうか教えていただけますか。

管財課長 今現在入間市につきましては、先ほど言いました最低制限価格の導入という形で、同じように調査基準価格というようなものがございまして、これにつきましては最低制限価格と同様のものですが、今質疑者のおりそれ以下の金額で札を入れた場合に、その金額が妥当な金額かをダンピング等防止、そういったものの金額に合わせて調査をしまして、妥当かどうかの判断をするような制度でございまして。特に国の工事のほうにそういったものが多く、埼玉県内、全国でも、市町村でもそういったものを取り入れているところがございまして、指名委員会等に例年そういったお話もさせていただきますが、今入間市の現状でありますと、調査をする委員会等のメンバーのほうがなかなかこの金額で妥当かどうかの判断というような、そういったものの委員会等を設けてやらなくてはいけないというものもございまして、それにつきましては指名委員会等で例年お話をさせていただいているところでございまして、そういった制度があるということは間違いありません。

以上でございます。

野口委員 そういう評価委員会の中身はわかったのですが、質疑の内容は、今最低制限価格というのは事前公表なのだけれども、事後、つまりちょっと前から言うと、要するにそれ事後公表するとちょっとみんな無難なところ、足切られると困るので、高く設定してしまうのではないかとということで、ちょっと割高になるのではないかと。ですから、事後公表にすることは評価委員会とセットぐらいの考えでないちょっと割高、応札価格が高くなるのではないかなという懸念を持っているのですけれども、そういう考え方は的を射ているかどうか、私のほうから教えてくださいと聞いているので。

管財課長 大変申しわけありません。やはり最低制限価格を事後公表にすることにつきまして、それ以下の札を入れますと失格というような扱いになりますので、それを避けて入札の落札率が

上がるということは間違いないと思います。ですから、先ほど言ったように調査基準価格制度の導入につきましてはそういったものでやらなくてはいけないというようなことで考えております。

以上でございます。

野口委員 総合評価方式、私はくじ引きなくして、かつ地元の企業を防災の観点とか、あといろいろな育てる観点から総合評価制度がいいと思うのだけれども、ちょっと私もいろいろヒアリングするとやっぱり体制の問題でというような声もあって、ちょっとしたヒアリングですから、それ以上は聞けなかったのですけれども、要は体制を整えればかなりの部分総合評価方式にできるという短絡的な物の見方、つまり制度的に。それについては見方は正しいですか。

管財課長 総合評価制度につきまして、今現在試行でやっている場合に、市内業者を中心にやっております。標準型というもののなのですけれども。これにつきまして、今事業課のほうでそういった総合評価制度の中身につきましてどういう項目を当てるかというようなものでやっているわけなのですけれども、これが大きな学校の改築なり大きいものにつきましてはその効果というものも大きく出てくると思うのですが、それにつきましては項目で市の総合評価をした場合に、それを点数なりそういったものを、やはり先ほどの委員会ではないですけれども、そういったものを設けて甲乙をつけるような形というものが出てくるのではないかと思います。

野口委員 頭で考えれば総合評価方式で取り入れればくじ引きもなくなるし、地元業者の優先ということができるのだけれども、それが今総合評価方式というのは二、三件でとまっているわけで、そこで研究されているのだけれども、それを本当に40件のうち20件とか持っていくには体制だけの問題なのか、体制以上に今度は能力っておかしいですけれども、評価委員会みたいに幾ら体制を整えても今市役所ではちょっと評価するだけ、そういう体制だけの問題なのかという、やろうとした場合のネックは何なのか、逆にそういうことをお聞きしているのですけれども。あまねくではなくて半分ぐらいする場合。

管財課長 今総合評価制度につきまして、入札から決定までの期間が相当の期間がかかります。それにつきまして、うちのほうの今体制というような形もありますが、これから先総合評価制度、今3件というような形もありましたが、5件、10件というような形の、これをふやしていくことによりまして、先ほど言いましたように市内業者の育成という形も出てきますので、5件、10件というような形で考えていきたいとは思っております。

金子委員 財産管理のほうなのですけれども、説明ですと車の関係で136台あって、そのうちの5台を買いかえるということの説明だったのですが、なおかつ軽の自動車5台とかという話だったですね。今まであるものはどんなものだったか聞かせてください、まず。

管財課長 平成24年度の買いかえにつきましては5台ということで、軽自動車の貨物を予定しており

ます。現在136台のうち107台、約78パーセントが10年を超える車両となっております。これにつきまして5台という形でございますので、なかなか予算的なものもございまして、10台、15台というような買いかえもできませんので、そういう形となっておりますのでございます。

以上です。

金子委員 一時リース契約、リースのほうがいいのではないかといたうようなくあいが出たような気がしているのですけれども、そんなところの対応はどうなる。

管財課長 今リース車両につきましては10台ございまして、これはもうリース期間5年満了しまして、再々リースというような形でやっておる車がありますが、今現在企画と財政当局の考えでいきますとリース契約をしないというように形で、リース契約の車両は今後買いかえにつきましてはリース契約はしないというように今状況となっております。

金子委員 そういうことは、リースより行政持ちのほうが経費がかからないとか何かという意味でリースは抜くということなのですか。

管財課長 そういうことでございます。

金子委員 リースでやったのだけれども、始めたのだけれども、リースはどうもうまくないと、それでは古い車から買いかえていくほうがよいということで切りかえていくのだというお話なのですが、どういうことでリースと買いかえするのと感じが違うのですか。リースでやっているのと個人持ちと違いますか、行政持ちにしたの。メリットとかデメリットとかというので。

管財課長 メリットといたしましては、やはり経費の削減というような形が一番だと思えます。

以上でございます。

金子委員 考えがリースにいくということであったのですが、リースより買いかえたほうがメリットがあるという今お話なのですが、どうも流れと逆行しているような気がするのですけれども、いかがなものでしょうか。

総務部長 これは比較論ということになるかと思えます。当然リースであれば5年とか5年スパンの中でいくわけです。ですから、1年間の出は少ないけれども、トータルの出は当然多くなる。そうでないとリース会社はもうかりませんから。ですから、トータルとして考えると、どちらが得なのかというところで、最初は特殊車両とかいろいろありましたので、リースにしたと。今回買いかえる軽自動車等は全く普通の車ですから、それは財政が許せば一遍に買ったほうが当然安くなるということで、その辺のバランス感覚といたしますか、その時々々のバランス感覚の中で以前はリースのほうがよかったということですが、今回からというか、何年か前からですか、やはりリースが終わったら買えるものはちゃんと買っていきましよう。そうしませんと、リースが5年切れたらもう一回リースという話になりますけれども、持っていけばでは10年使いましようという話になるわけです。トータルとしてどちらがよりコストがかからないのか、こういう考え方のもとに変えていきつつあるということでご



ざいます。

野口委員 ちょっとマイクロバスの委託、これ運転の方の委託ということですか。そういうふう聞こえたもので、まず確認したいのですけれども。

管財課長 マイクロバスの運転業務という形で運転を委託するものでございます。

野口委員 そのことによって今運転されて、あれは専門職でいいのですか、方の削減とかいうことに結びつくのですか。

管財課長 今現在の管財課の自動車運転手というものが特別職等の運転業務、送迎等を行っております。これにつきましてやはり今運転手の確保というような形もございまして、今要人等の運転につきまして運転手のほうが足りない状況にございまして、そういった形につきましてマイクロバスのほうを、初めてではございますが、マイクロバスの運転業務を委託して、特別職等の運転業務のほうの円滑な業務ができるような形をとりたいというような形でございます。

野口委員 足りないから、その分を委託ということわかりました。これずっと先のことなのですから、マイクロバスについては運転業務委託ではなくて要するにバス自体を委託という、そういう可能性もあるので、可能性だけ、入間市の下に何とか観光と書くのまずいのかな、それは別として、マイクロバスを持たないで、そういう方向性というのはやっぱり踏み出すのですか。検討しているのですか。それだけ確認します。

管財課長 やはり行革の関連もございまして、運転手の労務職の不補充というような形もございまして、将来につきましてはバスの運転業務、大型バスも1台ございまして、そういったものを含めまして、バスの運転業務だけではなくて、バスの運行業務というような形で委託も考えていかなくてはいけないということだと思います。

以上です。

山本委員 今の関連なのですから、運転手さん現業職だから、退職不補充ですよ。いずれいなくなりますよね。そういう前提がある中で特別職の公用車のあり方そのものについても検討するべきではないでしょうか。特に黒塗りの大きい車。燃費も悪いわけだし。その部分について市長と議長と、あと副市長の分でしょうか、3台か4台あったと思いますけれども、該当する車はあと何年ぐらいで更新になるのでしょうか。

管財課長 今黒塗りの車につきましては市長車と議長車がございまして、副市長車につきましては消防本部のほうに1台、副市長車の黒塗りの車の大型車につきましてはなくなっております。今後市長車、議長車の買いかえにつきましては、今実施計画等に計上させていただいておりますが、予算の関係上今買いかえの実施計画には計上されていないような形となっております。

山本委員 実施計画にのせないのかのりようがないのかあれですけれども、いずれにせよ車耐用年数切れるわけですよ。形あるものですから。公用車既にうちよりも大きなまちでも全廃した

ケースも聞いていますから、やっぱり行政改革進めていく中で特別職公用車のあり方自体について抜本的に見直しをするべきだろうと思いますが、その辺今後取り組まれるかどうかご所見をお伺いしたいと思います。

管財課長 今現在も市長の車につきましても低公害車、プリウスがほとんど年間300日以上運行しているような形で、クラウンの使用は減っていることでございます。今後企画課と相談しながらその辺につきましてもは検討させていただきます。

以上でございます。

向口委員 それでは、本庁舎の耐震化の推進事業なのですが、総括質疑のときにもお話がありました。再度お伺いいたします。

今年度は第1次の耐震診断をされるということなのですが、その後の計画についてお伺いいたします。

庶務課長 過日総括質疑のほうで部長のほうからも答弁させていただきましたが、平成24年度はとりあえず1次耐震診断を実施するということでございます。その結果によっては数値によって2次診断、2次診断の数値によっては耐震改修に向けた設計工事という流れでいく予定でございます。入間市の市有公共建築物の耐震化につきましては、市有建築物の耐震化の基本方針というのがございまして、それに基づいて実施しているわけですが、すべてを平成27年度までに耐震化を完了するという目標を立てております。今耐震化についてはご承知のように学校を中心に耐震化をやっているわけですが、そちらが前送りになればほかの施設の耐震化の促進も図れるということでございます。では、いつということ、なかなか難しいのですが、一応予定では平成27年度完了という目標に向けて進めているところでございます。

野口委員 その意気込み、意気込みではなくて、計画自体は結構なのですが、耐震工事に幾らぐらいかかると、学校みたいに補助金は少ないだろうし、数億とか億とかいう単位のそういう見込みをやはり、つまり繰り返しますと、耐震診断のI s値いかににかかわらず工事というのはある程度一定したのものがあると思うのです。基準によって工法が変わるということではなく、やっぱり耐震基準を満たしていなかったら工事はある程度決まったものだと思うので、そういう見込みちょっと教えていただけますか。どのくらいかかるのか、このA、B棟やるのに。どういった工法でつくるのか。学校みたいに1階はこう、2階はこうみたいに、そういう形はこの大きい建物はできないと思うので、そういったことまでやっぱり示していただかないとちょっと。

庶務課長 とりあえず今回は1次診断ということで、その結果によっては2次診断を実施します。2次診断の中で例えば工事の工法についての提案を出していただくというような形になっております。幾らかかるのかというのはなかなか、多分数億円は。

野口委員 別に予算立てるわけではないので、何億円以上かかるとか、大体そういったものを出して

いただいて、このぐらいのお金だと今の、そういったものはあったほうが私はいいと思うのだけれども、2次診断で決まって、平成25年ぎりぎりではたばたと説明するのかと、それでもやれるというならいいのですけれども。そういうことならそれで肅々とお金が決まってからやっていくという自信がおありならいいです。

委員長 では、それはよろしいですか。

野口委員 いいです。

向口委員 要するに今の耐震化のことなのですけれども、本庁舎もそうなのですけれども、今回の予算でも公民館等、ほかの部門ですけれども、いろいろ耐震診断とか入ってきていまして、相当いろいろ膨らんでくるのかなというふうに思うのです、庁舎だけではなくて。そのときの一気に膨らんでしまう、またこういう中でいろいろな公共施設とか、またいろいろな付設された設備ですとか、そういったことの老朽化ですとか、要するにいろいろな部分の布設がえですとかふえてくるのかな、今後そういったことで追われてくるのかなというそんな懸念がすぐくするわけなのです。そういった中でしっかりご決意されて進めるのだという思いでやっていただけるのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

庶務課長 この庁舎が旧耐震で災害対策本部の拠点にもなっていますし、担当としては早期に以前から耐震診断をして、その結果によっては設計工事をやりたいと希望しているわけですが、とりあえず小中学校の耐震化が優先ということで、財政的な面もございまして、なかなか組上にはのらなかつたわけです。昨年の東日本大震災の結果に基づいて一気にここで、庁舎だけではなくて、例えば市民体育館だとか市民会館だとか黒須公民館だとか、ほかの旧耐震の建物も診断をやっていくと。その結果によっては、先ほど委員さんもお話しになりましたけれども、莫大な予算が必要になることは明らかでございまして。では、それをどうするのかという問題なのですが、なかなかそれはその後の例えば実施設計、工事まで実計には出ていませんので、その辺はまたその結果が出た時点で今後どうするのか財政当局のほうと協議してまいりたいと思います。

以上です。

山本委員 今の件なのですけれども、たしかA、B棟建ったのが昭和49年ですか。もう40年近くなる。阪神・淡路大震災のときでも昭和40年代の建物が一番弱かった印象を持っております。1階に柱がない、ピロティーが広くあるような形の設計がはやった時期だったみたいですね。その辺軒並み1階がなくなっていましたけれども、最悪建てかえないといけないような可能性、レアケースですけれども、基本的に恐らく耐震補強をすることを想定されて今事業を進められていると思うのですが、恐らくそれでも多分数十億円かな、多分10億円の位立つと思えますけれども、建てかえるともう一けたいきますよね。資金計画として最悪の場合やりくりつかなくて、このまま残ってしまうみたいな心配という部分もあろうかと思うのですけれども、

その辺を考えないといけないのだろうという、最悪のケースですよ、考えないといけないのかなというふうに思います。先ほど向口委員からもあったように、ほかの公共施設の部分もあります。黒須公民館だったりいろいろなところ幾つかあると。恐らくよその自治体でも始めているので、企画に言ったほうがいいのかもわからないのだけれども、公共施設の再配置自体を考えないといけないかもしれない。要するに今ある建物全部耐震化していくという方針でいいのかどうかということも含めて考えないといけないのかなというふうに思うので、今後財政当局と詰めるときに本庁舎のあり方も含めて検討していかないといけないと思うのですが、その辺今後企画、財政当局とその部分合議なさるお考えがあるかどうか、基本なお考えをお示しいただければと思います。

庶務課長 実施計画のヒアリングの中では、課としては例えば耐震改修、それから改築も含めて検討というよりは例えばそういう考えはあります。企画のほうにも話はさせていただいたのですが、例えば移転改築となると用地から莫大な金額がかかって、今そこまではなかなか考えられないというのが、そういう現状だということでお話しいただいたわけですが、耐震の結果、ここで熊谷市が、新聞にも出ていましたけれども、熊谷市役所が昭和48年の建設ということで、階数は違いますが、この建物と似通った建物で、耐震診断結果がかなり悪い数値が出たということで、私も心配はしているのですが、この建物も1階から3階までが吹き抜けと、それからB棟の下が駐車場で、両側に壁がないというようなちょっとバランスの悪い建物になっていますので、その数値が0.3以下に、熊谷なんか0.3以下にもうなっていたわけですが、ちょっと心配しているところはございます。その辺も含めて将来的に改築なのか改修なのか、企画のほうとよく話し合っていきたいと思います。

向口委員 では、今度は一般管理費のうちの電子情報管理費のところなのですけども、先ほどのお話で14.03パーセントの減ということでご努力されているのかなというふうに感じたのですが、この中のパソコンの入れかえ、整備事業なのですけども、毎年少しずつパソコン入れかえられているのかなというふうに思うのですが、パソコンを使用する年数と、あとどのくらいの台数を今回は入れかえるのか教えていただけますでしょうか。

情報システム課長 パソコンにつきましては、今年度は153台入れかえを予定しております。使用年数につきましては6年間ということで、6年間でワンサイクルでかえていっているという状況でございます。

以上です。

向口委員 やはりこれは同じようなぐらいの台数が毎年毎年このように買いかえられていくことなのでしょうか。

情報システム課長 行革方針にのっとりましてリースから買い取りにかえたわけなのですけども、当初1人1台パソコンを導入していったときに平成13年から1人1台パソコンを導入してい

まして、そのときに必要な課から順次導入していったという経緯がありまして、そのときにはやはり一遍に財政投資ができないということで、リースで入れていったということがありまして、一応1人1台パソコンが整いましたので、平成20年度から次のリースが満了した時点から買い取りということで、使用期間を6年にしまして、今ちょうど5年目なのですけれども、来年度でちょうどすべてのリースが終わりまして、買い取りというふうな形になるという予定でございます。

向口委員 了解しました。

それで、1つなのですけれども、今国のほうでは自治体のクラウド化というのを進めているようなのですけれども、それに対する当市の見解というのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

情報システム課長 総務省のほうで実証実験が北海道とか京都、それから九州のほうでやられているわけなのですけれども、実際クラウドのいわゆるセキュリティー上の安全性とか、そういうのが恐らく実証実験の中でもその成果が出てくると思いますけれども、入間市としてもそういった面でいろいろな研修とか行きて、クラウド的な考えのことは考えを持っています。結局自前でサーバーとかそういうのを持たなくて済むようになりますので、非常にいわゆる運用管理の面で価格が安くなるというのは承知しておりますので、そういった総務省のほうの実証実験の結果によりまして見ていきたいなというふうに考えております。

以上です。

野口委員 簡単に。きょうの新聞で狭山市の自治会の関係で役員関係で載っていましたが、聞きたいことは要するに法規的なリスク管理ということで、ああいった判決、出たということで、入間市との関係でどうなのかということを中心に調べて、入間市の公式見解として出すというのは法規……こちらのほうでよろしいのですか。そういった担当はこちらでよろしいのですか。調査して、見解、そういう作業をするというのはこちらでよろしいのですか。企画。

総務部長 恐らくご質疑の趣旨は、けさの新聞ですか、狭山市の入間市という区長会の区長さん方に報酬という形で出していると、それが条例化されていなかったということで裁判が起こされて、地裁段階でそれはおかしいということで市長に対して二千何百万円でしたか、損害賠償しろという判決があったということを受けて、では入間市はどうなのだ、そこをちゃんと調べたほうがいいではないかと、こういう趣旨ですよ。それは調べるのは法規だよ。私どもものところで調べるのだと思うのです。少なくとも入間市の自治会の部分は報酬ではなくて報償ですから、その部分では問題ないということだと思います。

野口委員 要するにいろいろなところで……するのはいいのだけれども、まず担当、つまり責任持って調べるところがそこらでいいかということと、もう一つ言いたいのは、そこで自治会の報償だから、いいというのは余りにも結論早過ぎて、実質は役員への、そういうことを

含めて調査、つまり判決文を読んでこうだから、こうだということをきちんと言わないと、言葉の違いだけで、それは早過ぎます。だから、そういったきちんと公式見解を出すのはそちらでよろしいのですかと聞いているので、もしよかったら公式見解を出して教えてほしいというのが最後の質疑なのですけれども、お願いします。

総務部長 この部分についての例規的な解釈はどうなのだとこのころは法規担当だと思います。現実的な事務を行っているのは、区長会に関して言えば自治文化課ということになりますので、自治文化課ということになろうかと思います。

以上です。

野口委員 公式見解、つまり入間市は大丈夫だというなら、その公式見解を出すのはそちらでよろしいのですかと。つまり狭山でああいうことが起きた以上、実質役員に対する報償ではないですか。実質は。ですから、そういうことを含めて、それは契約関係も違いますし、違うことがあっても、その違いがあっても裁判ではいつどうなるかわからないので、ちゃんと調べて大丈夫ですよと公式見解を出すのはそちらでよろしいのですかと聞いているので、いいというなら後で公式見解を教えてください、ちゃんと文書でもって公式見解をお示してくださいと言っているのです、それだけの話。今結論求めているのですから。ですから、私が自治会に行って公式見解出してくださいと言うのがいいのか、そちらに行けばいいのか、それだけの違いなのです。

委員長 見解求めていますので……

野口委員 そうそう、どちらが出しますかと。

委員長 求めているから、調査して。

総務部長 では、その部分も含めてちょっと調整をさせてください。果たして私どもの法規担当でいいのか、あるいは企画サイドになるのかということもありますので、それはちょっと調整をさせてください。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目5財産管理費、目21諸費のうち所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、最後になります。款2総務費、項2徴税费についての質疑を願います。

向口委員 それでは、徴税费のほうに入るのだと思うのですけれども、本年からだと思うのですが、コンビニ収納が始まるというふうにならうとちょっと施政方針で見たのですが、それについてちょっと教えていただきたいのですけれども。

収税課長 おっしゃるとおり、平成24年4月1日より市税につきましてコンビニエンスストアで納付ができるシステムをスタートいたします。

向口委員 それで、それはすごく利便性も、また収納率においても上がると思うのですけれども、その効果をどのぐらいに見込まれているのか、数値で出ていらっしゃいますでしょうか。

収税課長 今委員さんおっしゃいました効果につきまして、金銭的な効果がなかなか求められないような状況であることがまず1つ事実としてございます。コンビニ収納1件取り扱うのに手数料が55円かかるということで、約はがき1枚分の郵送料と同等の金額がかかるということになりますので、その辺の督促状、催促状を発効する、しないのタイミングとその方が自主的に、便利になったので、早く納めていただくというところでツープイになる可能性がございますので、その辺でまずは対費用効果がちゃんと出るのかというところが難しいところです。それと、収納率が向上するかというところがございますけれども、こちらにつきましても近隣の飯能、狭山、所沢は既にコンビニ収納を平成21年、平成20年ぐらいから開始しているのですが、残念ながら効果が出ていたり出ていなかったり、まちまちばらばらでございます。強いて申し上げるとすれば、人口と財政規模が同様な狭山さんの場合は各税目とも若干収納率が上がっております。それに入間市の今回の予算の規模でパーセンテージを掛けますと、年間約3,000万円の費用効果が出るということは試算できるのですが、片や所沢、飯能は逆に落ちている税目もございますので、一概には言えない。これは結果論で、後ほど決算のほうでご報告申し上げたいと思っております。

以上です。

向口委員 それは国保のほうも、ちょっと所管が違うかもしれませんが、市税と国保と両方を今回やっていたらよいのですけれども、両方合わせての試算でしょうか。

収税課長 国保も市税という取り扱いなので、今私が市税と言ったのは国保も一緒に入っているという意味ですので、組織機能の見直しによりまして、これまた平成24年4月1日から国保税の収納も収税課のほうで行うということになっておりますので、コンビニエンスストアの収納も開始されます。これも近隣各市の状況なのですが、国保税の場合は逆に収納率が落ちるといった結果が出ています。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項2徴税费についての質疑を終結いたします。

以上で総務部所管のものの審査は終了しましたが、各部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、検査課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管のもの  
の審査を行います。

まず、検査課長より概要説明を求めます。

概要説明

検査課長 それでは、検査課所管の予算の概要について説明させていただきます。

歳入はなく、歳出1件でございます。予算説明書42、43ページ、中段よりやや下になります。  
款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、大事業、検査事務費、予算額4万6,000円  
でございます。内訳といたしましては、旅費、需用費が主なものとなっております。

以上1件でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のものについての質疑を願いま  
す。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のものについての質疑  
を終結いたします。

次に、会計課所管のものについて、会計課長より概要説明を求めます。

歳入歳出一括で説明を願います。

概要説明

会計課長 それでは、会計課の所管のものにつきましてご説明申し上げます。

予算説明書32、33ページをお開きいただきたいと思います。上段になります。款21諸収入、  
項2市預金利子、目1預金利子、節1預金利子のうち、歳計現金預金利子84万1,000円につ  
きましては、予定運用額7億円に予想年利率0.03パーセント、運用期間4カ月で計上したも  
のであります。それから、普通預金の利子分を加味したものでございます。前年度当初予算  
と比較しまして11万円余りの増額となっておりますが、平成23年度の補正予算後と比較しま  
すとほぼ同額となっているものであります。なお、この公金の運用につきましては、安全性  
を第一に適正な管理と効率的な運用を行い、引き続き収入の確保を図ってまいりたいと思  
います。

続きまして、同じページの中段より少し下になります。目1雑入、節1証紙売りさばき収  
入及び手数料825万2,000円につきましては、県収入証紙の売りさばきについて県知事より指  
定を受け、市の窓口で取り扱う分の収入及び手数料でございます。前年と同額で計上して  
おります。



続きまして、同じページの今のところから2段下になります。節4雑入の説明欄上から3行目になります。請求書等売上収入30万9,000円のうち22万5,000円分が会計課所管分になります。指名参加業者等が用いる請求書用紙の売り上げ代金でございます。以上が歳入になります。

続きまして、歳出でございます。説明書44、45ページになります。目4会計管理費、大事業、会計管理費271万7,000円につきましては、主に出納事務、審査事務及び決算調整に要する事務費であります。経常経費でありますので、詳細は省略させていただきますが、前年対比マイナス3.75パーセント、金額にしまして10万6,000円の減額となっております。需用費のうち印刷製本費の一部数量等を精査したものであります。

最後に、説明書56、57ページをお願いしたいと思います。目21諸費のうち、説明欄上から3行目になります。大事業、県収入証紙購入費750万円につきまして、こちら埼玉県から収入証紙を購入する費用の予算計上であります。

以上で会計課の予算につきまして説明をさせていただきました。よろしくご審査のほどお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目21諸費のうち所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

山本委員 歳入のうち預金利子の関連で歳計現金の運用の部分先ほど言及がございましたけれども、前にも何度かお伺いをしているので、あれなのですけれども、市の市債の分と、要するに債務と預金と調整する形でペイオフ対策されていると思うのですけれども、その辺の歳計現金のペイオフ対策の部分、その部分概略改めてご説明いただけますでしょうか。

会計課長 預金につきまして、指定金融機関及び市内の収納代理機関に歳計現金の預金を定期預金にいたしまして運用を図っているわけですが、その中で年間の預け入れ限度額というものを設定しております。その預け入れ限度額の中に今お話ありました市債の借り入れの額を加味いたしまして、極力その市債の範囲内で運用できるよう、いわゆるペイオフ対策ということになるわけですが、その範囲で運用するようにしております。

山本委員 ペイオフの関係で今そういう形で適切に対応していただいているということで理解をさせていただくのですけれども、例えば当座預金はペイオフの対象外ですよね。当座預金の活用とかいった部分もあるのかなというふうにも思うのですが、これ基本的なことで恐縮なのですけれども、その辺の状況をお聞かせいただければというふうにも思うのですが。

会計課長 ペイオフ対策で全額保全できる決済用預金というのがございます。今この決済用預金で活用していますのはゆうちょ銀行がすべてそれになっております。それから、指定金融機関と収納代理金融機関の預金につきましては、以前は決済用預金でやっておりました。何年前だ

ったでしょうか、3年ぐらい前だと思うのですが、決済用預金から通常の普通預金、これに改めさせていただきました。なぜそうしたかといいますと、当時預金の利率が低いなりに多少上がっておりまして、埼玉県庁を初め近隣市も同様の動きがありましたものですから、預金利子を多少でも額を活用できればということで、私どもも規則を変更しましてそういう形にさせていただきました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目21諸費のうち所管のものについて質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管のものについて、議会事務局参事兼次長より概要説明を求めます。

歳入歳出一括で説明願います。

#### 概要説明

議会事務局参事兼次長 それでは、議会事務局所管のものについてご説明いたします。

初めに、予算説明書の事項別明細書35ページをお開きいただきたいと思います。中段、歳入、款21諸収入のうち項5目1節4雑入のコピー使用料86万2,000円のうち、議会事務局所管のものは15万6,000円を見込み、計上いたしました。前年度対比3万6,000円の減額でございますが、これはコピー実績を勘案して見積もりをしたものでございます。

次に、歳出についてでございますが、予算説明書38、39ページをお開きいただきたいと思います。款1議会費は、総額3億1,571万6,000円で、前年度対比4,010万6,000円の減額で、率にしますと11.3パーセントの減となっております。

主な内容でございますが、大事業、議員報酬等2億1,974万円は、議員22名分の報酬等で、前年度対比3,346万2,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、市議会議員共済会負担金が減額になるものでございます。

次に、大事業、職員給与費6,705万9,000円は、事務局職員8名分の給料、手当、共済費で、前年度対比230万2,000円の減額となっております。これの主な要因につきましては、職員1名が育児休業中のため減額となったものでございます。

次に、大事業、議長交際費につきましては、実績等を考慮し、前年度と同額の50万円といたしました。

次に、大事業、議会運営費は5つの中事業から成っておりますが、まず本会議等費用弁償につきましては議会の総意で廃止といたしました。

中事業、委員会行政視察費378万円は、前年度対比50万円の減額となっておりますが、これは隔年実施の議会広報委員会行政視察の予算を今年度は計上していないことによるものでございます。

中事業、議長会会費等144万円は、前年度対比16万円の減額で、これは議長会等の会議、視察等の旅費、負担金、随行職員の旅費を見込んで計上したものでございます。

中事業、政務調査費528万円は、前年度と同額で22名分でございます。

次に、中事業、議場等管理費714万6,000円は、主に議場音響等設備の経費でございますが、前年度対比31万5,000円の増額は議場内のいすの汚れが著しいことから、クリーニング代を計上したものでございます。

事務費77万5,000円は、前年度対比64万1,000円の減額となっております。これは、主に佐渡市議会との交流事業が平成24年度につきましては佐渡市議会が当市を訪問すること等から減額となるものでございます。

次に、大事業、事務局費についてでございますが、本事業については3つの中事業に分かれております。まず、中事業、会議録調製製本費566万4,000円は、本会議並びに委員会の記録作成のための委託料や会議録検索システム検索データ変換加工委託料などで、前年度対比219万2,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、配付用会議録の作成を廃止したことなどによるものでございます。

次に、中事業、議会だより作成費316万3,000円は、議会だよりを年4回発行するための印刷製本費等で、前年度対比8万1,000円の減額でございますが、これは実績に基づきページ数を減らしたことなどによるものでございます。

次に、中事業、事務費116万9,000円は、議会事務局の事務経費を見込み、計上したもので、前年度対比7万円の減額でございます。

以上、議会費の当初予算でございますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款1 議会費について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款1 議会費についての質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて、選挙管理委員会事務局長より概要説明を求めます。

歳入歳出一括で説明願います。

概要説明

選挙管理委員会事務局長 それでは、選挙管理委員会事務局所管の予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算説明書28ページから29ページをお開きいただきたいと思  
います。中段でございますが、款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節4選挙  
費委託金2万円の計上でございます。

内容的には、例年と同じでございますが、在外選挙特別経費委託金でございます。

次に、歳出でございますが、予算説明書60ページから61ページをごらんいただきたいと思  
います。60ページ、下段でございますけれども、款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委  
員会費は3,163万8,000円の計上でございます。

主なものとしましては、次ページの説明欄にございます大事業、報酬165万9,000円、こち  
らは選挙管理委員会委員等5名の条例に基づく報酬でございます。

次に、次ページをお開きいただきたいと思います。次ページ、右ページ、63ページの上段  
でございますけれども、職員給与費、こちらは選挙管理委員会職員3名の給与費を計上した  
ものでございます。

次に、目2でございますが、選挙啓発費43万8,000円でございますが、こちらは選挙啓発  
に要する経費を計上させていただいております。

続きまして、目3選挙費1億612万6,000円でございますが、平成24年度は市長選挙並びに  
市議会議員選挙の2つの選挙を予定しておりますので、この執行経費を計上したものでござ  
います。

まず、説明欄の大事業、市長選挙費4,004万4,000円でございますが、選挙執行にかかわる  
投票管理者等の条例に基づく報酬、そして職員の時間外勤務手当、そして事務費を計上させ  
ていただいております。

次に、大事業、市議会議員選挙費6,608万2,000円でございますが、こちらも市長選挙と同  
様条例に基づく報酬、職員の時間外勤務手当、そして事務的経費を計上しております。なお、  
市長選挙に比較しまして候補者数が多いため、必然的に予算額も多額となっております。

以上が選挙管理委員会事務局所管の予算の概要でございます。よろしくご審議をいただき  
ますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款16県支出金のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項4選挙費について質疑を願  
います。

山本委員 歳出のほうの目3選挙費の部分でお伺いをします。

10月の市長選挙で総額4,000万円強、市議会議員の選挙に要する費用が6,600万円内外とい  
うこととなりますけれども、それぞれの部分について執行経費の節減に向けた取り組みにつ  
いてお見込みのあるところでお示しをいただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 まず、前回は平成20年度ということで、そのときの当初予算と比べますと

それぞれで約2割以上のカットとなっております。主なものとしましては、まず報償費ということで事務従事者手当でございますけれども、そちらのほうを減額をさせていただいたということが非常に大きな部分かなと思っております。ただ、両選挙とも、市長、市議それぞれでございますけれども、負担金、各候補者の選挙運動の市負担金でございますけれども、こういった部分としましては条例に基づく支出となっておりますので、なかなか経費の節減が図れない部分でございまして、いわゆる事務的経費または職員の時間外、そういったものを減額をしているという状況でございます。また、実際に予算でございまして、余り厳しくといいますか、なりますとなかなか非常に難しいものですから、基本的な考え方としましては執行の中で極力軽減をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

山本委員 4年前と比べて相当ご努力をいただく方向で予算が編まれているということで理解をさせていただきますけれども、特に基本的が一番お金かかるの开票事務、人件費かかりますから、その部分だと思うのです。相当开票時間の短縮等々これまで継続して取り組みをしておられるものと理解をしますが、市長選挙の部分についていえば、前に質疑させていただきましたが、記号式投票にしてしまうとかいったような形で开票事務についてはまだ圧縮できるのではないかという気がします。さすがに市議会議員の選挙のほうは投票用紙大きくしない限り無理だと思いますので、それはまた別の話として、市長選挙の部分については電子投票までいかずとも記号式投票にすることで相当の开票事務については圧縮ができるのではないかと思います、その部分についてのご見解をお聞かせください。

選挙管理委員会事務局長 まず、記号式投票につきましては議員のほうから一般質問もいただいております、私どものほうでも検討しているという状況でございます。回答については、また後ほど回答させていただきたいと思っておりますけれども、やはり事務の軽減といいますか、効率的な事務を執行するという部分で一面記号式投票のいい面というのはありますが、一方で記号式投票でもなかなか、よくない面というわけではないのですけれども、制度的になかなかどうかなという部分もございまして、経費の節減というだけで記号式投票を導入することはなかなか難しいのかなというような気がしております。また、开票事務の効率化という面ではそういった制度ではなく、各担当ごとに終わったら帰らせるというようなことで、平成20年度に比べればまたさらに効率化を図っていきたいと、このように考えております。

山本委員 蒸し返しになってしまうので、ほどほどにしますが、投票する側からすれば他人の名前を書くよりは丸をつけるほうがよっぽど楽ですよ。恐らく疑問票だとか判別不能票だとか、以前国政選挙のほうで私も开票立ち会いさせていただきましたけれども、いろいろな方いらっしゃるのです。米粒より小さいような字書かれる方とか、投票用紙の裏に書かれている方

も私お見かけしましたけれども、有効なのだそうです。当然それぞれ皆さん書かれる字の癖だとかいろいろな部分も違う中で判別をするという部分は、非常に大変な作業なのだなというのを拝見をさせていただきました。そういう部分でいくと丸をつけるほうが楽だろうなという利便性の部分はあるだろうと。ただ、周知期間を置かないといけないと思うので、これもあと執行まで半年ぐらいですから、そんなにあと検討に時間かけていられないだろう、やるとすればね、という部分だろうなという感じがしております。

それと、あと開票事務の関係でいくと、確かに期日前と不在者と点字の部分は記号式にできませんよね。その部分があって多分作業が2種類併存になってしまう部分をデメリットとして挙げておられるのだと思うのですけれども、割合から考えると、当日来られる方が圧倒的に多いわけで、その部分の作業の効率が相当小さくなれば、全体としての事務量は相当圧縮できるのではなかろうかというふうに思いますが、その辺ご所見重ねてお伺いをしておきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 今山本委員がおっしゃられたとおり、記号式投票のいい面というののもかなりあるかと思えます。また、一方で埼玉県内2市3町が記号式投票を行ってしまっていて、これについてはちょうど制度が開始のときからすべての5つの市町村が実施をされているようでございます。その中ではやはり見ますと、疑問票は別としまして、いわゆる無効票と有効票に大別できるかと思えますが、その率で見ますとやはり記号式投票でも無効票の率というのは入間市よりも若干多い程度に出てきます。これというのは、やはり丸を幾らつけるとはいいながらも、鉛筆を置いておきますと何かいろいろ書きますので、通常はインク、判こ式の、シャチハタ式のを置いておくのですが、それを押してやりますと今度反対側についてしまったりとか、それで疑問票が発生したりとか、いろいろな種々のことがあるようでございますので、そういった面についてなかなか、ここで記号式投票導入するかどうかのお答えをするわけにもいきませんが、そういった状況でございます。

以上でございます。

山本委員 その点は、あくまで質疑ですので、了解をさせていただきたいというふうに思います。またご検討いただければと思いますので。

あとそういう選挙が2つかかかっている中での選挙啓発事務費の関係なのですけれども、これ当市にかかわる選挙が2件既に予定をされていて、国政のほうもことしだか、遅くとも来年の夏にはあるよねという状況でございますので、選挙啓発事務というのは重要になってくるかと思うのですが、この43万8,000円というふうに使われるのか概略お示してください。

選挙管理委員会事務局長 まず、ここで上げている目2の選挙啓発費の中の選挙啓発事務費、これについては基本的には常時啓発の経費というふうに考えております。実際には、中身でございますけれども、平成23年度、今年度ですけれども、小中学生を対象にしました選挙啓発のポ

スターコンクール、これを実施をいたしまして、そちらに伴う経費、それから万燈まつり会場の街頭啓発、これも平成23年度から始めましたが、その経費、そしてそちらのほうへ出ていく、またはいろいろな選挙啓発の研修会に出ていただくための委員さんの旅費と、それから成っております。

以上でございます。

野口委員 記号式投票ということで、前提としてこの委員会というのはやるかやらないかという、それもあっていいのだけれども、要するにお互いの見解を出す場であって、制度的に問題があるといいながら何も言っていないので、制度的に何らかの問題があるというのはどういうことなのですか。その見解を出していただきたい。

選挙管理委員会事務局長 これは制度的に問題がある、欠陥の制度だということではございません。ただ、選挙を管理、執行する側としてちょっと難しいかなと、心配だなという部分での問題ということでございます。つまり記号式投票につきましては立候補当日、告示日でございますけれども、そのときに2名以上がいますと市長選挙の場合には選挙ということになるのですが、その後に投票日までの間、特に例えば1日、2日で1人いなくなってしまったというようなケースがたまにあるかと思うのです。通常はないのですけれども、レアケースとしては考えられると思います。その場合、記号式投票の場合には必然的に投票日が5日間ずれることとなります。つまり金曜日になると。ですから、日曜日に立候補届け出が来まして、2名の候補者がいて、例えば月曜日に1人になってしまった場合には、その段階で投票日が日曜から翌週の金曜日にずれるということになります。ただ、現在の場合には木曜まで補充立候補の制度がありますので、これは自書式だけなのですけれども、木曜まではもう一度立候補補充しましてできるということで、そういった意味では候補者が欠けてしまうと必ず投票日が平日にずれてしまうというのが記号式投票になっておりますので、そういった面の部分、それから山本委員さんがおっしゃられていたとおり、記号式の場合には期日前投票期間が自書式投票になるという。つまり1つの選挙において投票用紙の記載方法が期日前に来れば自書式、今までどおり、投票日に来ると記号式に印鑑押していただくというようなことで、なかなか広報しづらいという部分もあります。そういった部分があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

野口委員 私のほうから制度的欠陥としてちょっと意見を言って、それがまともかどうか。つまり記号式だと最初のほうが有利だということです。最初のほうが有利、1、2、3と並んだときに、1、2、3、こう並ぶかこう並ぶかわからないのだけれども、最初、1、2、3の1、2が有利だということです。丸をつける。それ初めて聞きました。ということで、なぜ言うかということ、これは「クローズアップ現代」でなぜブッシュは勝ったかということではつき

り、これは特定の見識だけれども、最初にあったからと。そのぐらい影響力、競った場合ですよ。競った場合のこと言っているのですよ。そういうことについての観点は全く今のところないということではよろしいのですか。研究していただけるということですか。

選挙管理委員会事務局長 今ちょっと確認をさせていただいてよろしいですか。

野口委員 そういうことについては研究されるかということ。

選挙管理委員会事務局長 今野口委員さんが言われているのは、記号式投票は投票用紙に2名でしたら2名書かれるわけですけども、それが最初に書かれた方のほうが有利だというような、そういったご意見ですか。

野口委員 そうそう、そうそう。研究されるかということ。

選挙管理委員会事務局長 それは、私どものほうとしてはまだ検討はしていません、その部分のことについては。ただ、例えば今自書式でもそうですけれども、投票所には記載台に氏名掲示がございます。その氏名掲示の順番というのは、当然くじでということが公選法ですから、それと同じことが投票用紙になるということになりますので、そういった意味ではある意味制度の中でのことなのかなということで、あえてそういう視点はなかったのですけれども、今野口委員さんのほうで指摘がされましたので、その辺についても加味はしたいと思っております。

野口委員 ですから、自書式でも同じなのですけども、丸をつけるとなおさらそれが私は思っているの、そういった観点もということをつけ加えておきます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ歳入の款16県支出金のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項4選挙費についての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて、監査委員事務局長より概要説明を求めます。

概要説明

監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局所管のものにつきまして概要をご説明いたします。

事項別明細書の48、49をお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、予算額29万5,000円につきましては、公平委員3名の報酬並びに事務費に関する経費でございます。

続きまして、64ページ下段から67ページにかけてになります。款2総務費、項6目1監査委員費、予算額3,072万1,000円につきましては、監査委員2名の報酬と事務局職員3名の人件費が主たる支出でございます。いずれも経常的な経費となりますけれども、よろしく願いをいたしたいと思っております。



以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、款2 総務費、項6 監査委員費について質疑を願います。

山本委員 何点か伺います。

1 点目、公平委員会費ですけれども、委員さんの報酬3人分ということでこれ14万4,000円上がっておりますが、公平委員会の要は仕事ぶりということになるのですけれども、具体的に公平委員会にかかった案件というのは存在したのかどうか。年間通して、これまでの実績ベースの中で公平委員会が開かれたというケースがあるのかどうか、その辺お聞かせをいただければと思います。

監査委員事務局長 不服申し立てあるいは請求とかという個別の問題では事例は最近はありません。ただ、公平委員さんの資質向上あるいは研修とかという意味合いで年2回、それから個別の問題といたしますと職員団体から規約の変更というのが毎年ありまして、それについての、これは具体的な例といえば具体的な例としてお集まりいただいて会議を催しているということでございます。

以上です。

山本委員 大体了解したいのですが、公平委員会平成23年度は何回開かれたのでしょうか。ご説明で2回ですか。

監査委員事務局長 2回でございます。

山本委員 わかりました。あと監査委員費のほうなのですけれども、公平委員さんに比べると非常にお仕事が多いということで理解をさせていただきますが、これお二人で152万7,000円ですから、お一人当たり年76万3,500円ということになりますね。これは去年もお伺いしたかもしれないのですが、議会選出監査委員の部分、議員報酬が別に出ているという部分で、監査委員報酬がさらに上積みになるという部分について、これは代表監査委員と同額ですよ、議会選出の監査委員の方も。監査委員報酬というのは、これ代表監査も議選監査も同じですよ、額としては。まず、その辺確認させてください。

監査委員事務局長 代表監査委員さんは月額で7万7,400円、それから議選の委員さんにつきましては4万9,800円ということで差がございます。

山本委員 その辺は了解させていただきます。代表監査と議選監査で金額の差がついているわけですけれども、その金額差については妥当と判断されるかどうか、あるいはもっと差をつけたほうがいいのかということになるのか、市民の皆さんからこの細かい部分でお声が上がっているかどうかわかりませんが、この部分についてご所見があればお聞かせをいただきたいと思っております。

監査委員事務局長 議会の活動とは別にご出席をいただいて活動いただくわけですので、それなりの報酬というのは、これは実例的にも認められております。近隣と比較しましても入間市の場合には多少真ん中よりもちょっと低目ぐらいという位置づけにあると思いますので、平均か多少低目かな、少なくとも所沢さん、狭山さんよりも低くなっていると思いますので、そういった意味では低過ぎるから、妥当ではないとも考えられますけれども、高過ぎるということはないのではないかというふうな認識でおります。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ款2 総務費、項1 総務管理費、目9 公平委員会費、款2 総務費、項6 監査委員費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これで各部所管のものの質疑が終了しましたので、これより討論に入ります。

反対討論。

吉澤委員 議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち総務常任委員会の所管のものについて反対の討論を行います。

東日本大震災から間もなく1年がたとうとしています。入間市では、地震による大きな被害はなかったものの、電力不足による計画停電、食料、日用品、ガソリン不足などでしばらくの間日常生活や営業などに大きな影響を受けました。また、原発事故では時間の経過とともに被害が拡大し、入間市の特産である狭山茶から放射性セシウムが検出されるなど、大きな被害を受けています。地震、津波、原発事故で大きな被害を受けた東北では、復旧、復興に向け懸命な努力が続けられていますが、住まいや仕事の確保などさまざまな困難を抱えています。この大震災を通して防災、減災対策、エネルギー政策、自治体や国の政治はどうあるべきかなど、多くの国民が考え、模索を始めています。

今震災と円高による不況で国民全体の暮らしが厳しさを増しています。大学生の就職内定率は71.9パーセント、過去最悪だった前年に次ぐ厳しさです。雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は35.2パーセントと過去最高の割合になり、雇用情勢はますます厳しくなっています。また、預貯金や株などの金融資産を保有していない世帯の割合が28.6パーセントと過去最悪の数値となりました。不況の深刻化や所得の減少で預貯金を使い果たした世帯がふえ

たためと思われます。野田内閣は、大企業や大資産家には優遇税制を続ける一方、社会保障と税の一体改革と称して、年金支給年齢の引き上げなどを初めとする社会保障改悪と消費税の増税を行おうとしています。不況で国民の生活が厳しくなっている中で、そして震災と原発事故で生活の基盤が失われ、苦しい生活を強いられている人たちがたくさんいる中で増税が行われれば、景気が底を抜け、財政再建どころではなくなります。国民の生活をさらに苦しめ、被災者の復興の努力に水を浴びせる消費税増税は絶対にやめさせるべきです。

国がこうした大企業、大資産家優遇、国民犠牲の政治を行っているとき、地方自治体は住民の暮らしを最優先にした施策にこそ力を入れて取り組まなければなりません。しかし、平成24年度の予算を見たとき、住民の暮らしを最優先にした自治体づくりへの根本的な政策転換が図れていません。以下、主な反対の理由を述べます。

1 点目は、行政改革長期プランです。この間このプランによって学童保育料の値上げ、公民館使用料の実質有料化など、市民への負担増が行われてきました。平成24年度から後期計画がスタートしますが、その中身は職員のさらなる削減、利用料、使用料の見直し、公共施設運営委託化の検討など、市民生活に影響を及ぼすもの、市民サービス低下を招くものが多数含まれており、認めるわけにはいきません。

2 点目は、65歳以上の個人市民税を年金から天引きすることです。4月から後期高齢者医療保険料、介護保険料が引き上げられ、年金支給額の減額も実施されようとしています。お年寄りの生活は、今後一層厳しくなることが予想されます。こうしたときに年金から税金を天引きすることは、生活のやりくりを困難にします。一律に税金を天引きするのではなく、納税者の希望に応じた納税方法を選択できるようにすべきです。

3 点目は、証券優遇税制による市民税の特別減税です。この制度は、上場株式にかかわる配当、譲渡益に対する税率を軽減するものです。自公政権時代に導入され、その後大金持ち優遇との批判が強かったにもかかわらず、民主党政権はこの制度の延長を実施しました。今必要なのは大地震の影響や不況で納税が困難になっている市民を対象にした軽減措置であり、株転がしによるもうけを対象にした証券優遇税制には反対です。

4 点目は、年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の上乗せ部分の廃止です。ことしの6月から住民税の年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。ニッセイ基礎研究所のレポートによると、民主党政権が2011年から2013年にかけて実施予定している子ども手当の減額、年少扶養控除等による増税、社会保険料の引き上げによって勤労者世帯の可処分所得は大幅に減少してしまいます。子育て世代に限らず経済全体に悪影響を及ぼすこれらの増税には反対です。

5 点目は、五市消防広域化設立準備費負担金 2 億5,837万円です。昨年12月議会で埼玉西部消防組合の設立、いわゆる5市の消防広域化を来年の4月から実施するための議案が可決

されました。しかし、広域化によって消防車両が減らされ、入間市については財政負担もふえることが明らかになっています。また、市民の間で広域化に対する議論がほとんどされないうちで強引に広域化を進めたことについても批判の声が寄せられています。大きな矛盾と市民合意のない消防の広域化は認められません。

以上で議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算の反対の討論を終わります。

委員長 次に、賛成の方。

平山委員 保守系クラブを代表しまして、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち総務常任委員会所管の予算について賛成の討論を行います。

東日本大震災の復興元年とする平成24年度であります。欧州から始まる世界的な債務不安や円高の長期化により、債務大国である我が国において早期の経済対策、円高、デフレ対策にスピード感を持って取り組むことが重要であります。こうした中で当市の平成24年度当初予算であります。市税、特に固定資産税の大幅な減少により歳入は極めて厳しい状況でございます。当委員会に付託された歳出予算については、市民要望にこたえるものであり、理解できる内容でもあります。

以下、賛成の理由を具体的に申し上げますと、1点目は行政改革長期プラン後期実行計画の実施を前提にした予算であることとあります。平成23年度までの前期実行計画で目標を上回る効果がありましたが、さらなる行政改革の推進により財政の健全化に期待するものであります。

2点目は、消防広域化に向けた準備に着手する内容が予算化されていることとあります。平成25年4月から埼玉西部消防組合の設立に向けて、広域化のメリットを生かした体制整備のため、万全な事前準備に期待するものであります。また、藤沢分署の高規格救急車及び非常備消防の消防ポンプ車2台を更新することも予算化されており、評価をしております。

3点目は、市庁舎A、B棟の耐震化に着手することとあります。学校耐震化を最優先としながらも、災害対策本部となる本庁舎の耐震化も計画的に実施することが重要であり、評価できるものであります。

4点目は、収納率向上の取り組みとして、コンビニ収納を開始することとあります。市の収納率向上の対策は、着々と成果を上げております。このコンビニ収納により市民サービスの向上とともに、歳入確保の取り組みがさらに進むことを期待をしております。

5点目は、財政運営についてであります。評価替えによる固定資産税の減少は日本経済の低迷によるものであり、これは全国的な傾向であると理解をしております。その中で学校耐震化を初め市民体育館等の公共施設の耐震診断に着手し、安全、安心を優先課題として積極的な予算編成を行った点は大きく評価をしております。このため市債発行と財政調整

基金の取り崩しにより財源を確保されたことについては、やむを得ないものと理解をしております。しかし、財政調整基金の残高約10億円については、入間市の取り扱いにおいて唯一の不安要素でもあります。平成24年度の事務事業の実施に際しては、効率的な予算執行により残高の確保に努力されるよう望むところでもあります。

以上のとおり、平成24年度の入間市は第5次総合振興計画後期基本計画5年間のスタートの年であります。あわせて実施する市の組織見直し、行政改革長期プラン後期実行計画が着実に成果を上げることが期待し、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち総務常任委員会所管のものについての賛成の討論といたします。

以上です。

委員長 次に、賛成の方。

向口委員 公明党入間市議団を代表し、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものについて賛成の討論を行います。

昨年の未曾有の大災害、東日本大震災は、私たちに希有で甚大な被害とあらゆる分野におけるさまざまな課題を投げかけました。まさに本年は復興元年、当市においても課せられた喫緊の課題に全力で前向きに取り組む姿勢で臨むべきものと考えます。

まず、歳入であります。財政状況は依然として厳しい状況にあり、市税は固定資産税の評価替え等により前年度当初予算より6億4,000万円を超える減収見込みであります。また、個人市民税においても前年度よりマイナス4,872万8,000円となっております。実態は扶養控除廃止に伴った上乘せの部分もあり、より一層市民生活は厳しくなっていくものと思われま。す。今後も市民生活に配慮し、市民サービスの後退なきよう事務の効率化、経費削減、行政改革長期プラン後期実行計画にのっとり、行財政改革に邁進していただきますよう要望いたします。

歳出においては、平成25年度から消防広域化となる埼玉西部消防組合の設立に向け、準備金としての立ち上げ経費、指令機器の整備費等の負担は、円滑な推進のための万全な体制を図るためのものであります。また、消防団においてもその使命を果たすべく車両の更新、活発な団の運営においてご努力をされていると理解いたしました。さらに、防災拠点としての消防庁舎耐震化推進事業の推進等においても同様であります。さらに、その上で新耐震基準に適合していない本庁舎の耐震診断実施は、市民の安心、安全を守るためには必要不可欠なものであり、平成27年までには事業を完遂するのご決意を伺いましたので、評価いたしたいと思ひます。

また、男女共同参画推進費においては、目標数値を明確に設定し、具体的に事業を進めようとすることは評価できます。新年度より事業が移管されるわけですが、今後も設定された数値に向け達成されるべく、より一層充実した市民と協働の事業が期待されるもの

であります。

また、行財政運営の中で本年よりコンビニ収納が開始されることは、新しい取り組みとして評価いたします。今後の利用実績、動向を見きわめ、収納率向上に向けご努力をいただきますよう要望いたします。厳しい財政状況ではありますが、さらなる行財政改革の着実な推進を図り、健全財政の維持にご努力いただきますよう要望いたしまして、賛成の討論といたします。

委員長 次に、賛成の方。

山本委員 ただいま議題に供されております平成24年度一般会計予算案について賛成の立場から意見を申し上げます。

今般の審査を概観いたしまして、主に歳入部分が主でありますけれども、大変厳しい財政事情、また我が国の経済の状況等を踏まえる中で大変厳しい予算編成作業であつたらうと推測をさせていただきます。担当された皆さんのご労苦に心から敬意を申し上げる次第であります。国においても持続可能な社会保障の維持、充実であつたり、地方主権、地域でできることは地域へと仕事を振りかえていくという大きな政策目標を持つ中で、今税社会保障一体改革、また地域主権改革等取り組みを進めているところであります。そういった中で控除から手当へといったような形での税制改正等にも今取り組みをしているところであります。先ほどご指摘があつた証券優遇税制につきましても、2カ年の延長があつた、3カ年の延長で平成25年末までということになっておりますが、それ以上の延長は行わないということは、11月29日でしたでしょうか、国会での日本共産党の議員さんからのご質疑に対して野田総理みずから明言をしたところでありますので、その点をご理解をぜひいただきたいかなというふうに思っております。

さて、内容でございませけれども、行政改革の推進にしっかり取り組まれて、限られた財源を有効に使うご努力の跡が十分に拝見できる内容であつたと理解をしております。大変厳しい財政事情の中で支出の適正化、また最適化をなお一層進めていただくとともに、歳入の確保、これは市税、税収等のみならず、国からの交付金や補助金等含めても、積極的に機会をとらえてなお一層歳入の確保に全般的に取り組むをいただきたいということは申し上げておきたいというふうに思います。

また、防災の面で本庁舎、また消防庁舎の一部の耐震診断等始まるわけですが、限られた財源の中での対応を迫られることとなります。施設のあり方等々も全般的に見直していただく中で、適切に対応していただけるように心からお願いを申し上げておきたいと思っております。

繰り返しになりますが、大変厳しい財政状況の中で市民の安心、安全、また市民の福祉の維持、向上という部分でお取り組みをいただいたものと理解をします。そういう思いをしつ

かりと今後の政策執行の中で十分に発揮をしていただいて、成果を出していただけることを強く期待申し上げまして、賛成の意見といたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第23号 平成24年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午後 3時56分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 齋藤 國 男